

元々祝詞の意味は、神事の行事で神主が神前で唱える言葉のことをいいます。

日本人は古くから、言葉には魂があると信じてきました。これを「言霊：ことだま」と言います。神さまにお願いごとをする時や、感謝の気持ちを表すときには「言霊」を込めて読み上げるというのが、祝詞の意味です。「言霊」は言葉に出したことがそのままかなうといえます。

祝詞を声に出して読むことを奏上（天子に申し上げること）といえます。奏上することで、一層のご加護があるとされています。祝詞の代表的なものに、延喜式祝詞にある大祓詞（おおはらえのことば）や、身近にあるものとして、神棚拝詞（かみだなはいし）、神社拝詞（じんじゃはいし）、略拝詞（りゃくはいし）などがあります。次に例を示します。

略拝詞(りゃくはいし)	神社拝詞(じんじゃはいし)
祓(はらへ)給(たまへ)	掛けまくも畏かしこき「神社名・祭神名」神社かむやしろの大前おほまへを拝をろが
清(きよめ)給(たまへ)	み奉たてまつりて 恐かしこみ恐かしこも白まをさく
守(まもり)給(たまへ)	大神等おほかみたちの広ひろき厚あつき御恵みめぐみを辱かたじけなみ奉たてまつり
幸(さきはへ)給(たまへ)	高たかき尊たふとき神教みをしへのまにまに 天皇すめらみことを仰あふぎ奉たてまつり
	直なほき正ただしき真心まごころもちて 誠まことの道みちに違たがふことなく
	負おひ持もつ業わざに励はげましめ給たまひ 家門いへかど高たかく身健みすこやかに
	世よのため人ひとのために尽つくさしめ給たまへと 恐かしこみ恐かしこも白まをす

一方の天孫降臨とは、『記紀（古事記と日本書紀）』に記された日本神話のことです。

古事記では、天照大御神と高木神（高御産巢日神）は、天照大御神の子である天忍穗耳あめのおしほみみ命に、「葦原中国平定が終わったので、以前に委任した通りに、天降って葦原中国を治めなさいと言った。

天忍穗耳あめのおしほみみ命は、「天降りの準備をしている間に、子の邇邇芸命が生まれたので、この子を降すべきでしょう」と答えた。邇邇芸命は、天忍穗耳命と高木神の娘の万幡豊秋津師比売よろづはたとよあきづしひめ命との間の子である。それで二神は、邇邇芸命に葦原の中つ国の統治を委任し、天降りを命じた。

古事記では、笠紫（つくし）の日向（ひむか）の高千穂（たかちほ）の久士布流多気（くじふるたけ）に天より降り立ち。

日本書紀では、天孫族の邇邇芸命ににぎのみことが、葦原の中津国を治めるために、高天原から筑紫の日向の襲の高千穂峰へ天降あまくだった。 と書かれています。

また『古事記』は天孫降臨の地について、「笠紫の日向の高千穂の久士布流多気（くじふるたけ）に天降（あも）りましき。（中略）此の地は韓国に向かい、笠沙の御前（みさき）に真来（まき）通り、朝日の直刺す国、夕日の日照る国なり。故、此の地は甚だ吉（よき）地。」と書いています。

これにより天孫降臨の地は「筑紫の日向」と考えられます。

考古学的には、特に紀元前2世紀頃から始まる九州への流入により、糸島・博多湾岸およびその周辺出土物の様相は一変しました。

「三種の神器」が出てくるのはそれ以後なのです。三種神器が揃って発掘されているのは、北九州の5つの遺跡しかありません。

三種の神器出土地

No	遺跡名	所在
①	吉武高木	福岡市西区
②	三雲南小路	福岡県糸島市
③	井原	福岡県糸島市
④	須玖岡本	福岡県春日市
⑤	平原	福岡県糸島市

「図は、三種の神器出土地と吉武高木遺跡3号木棺墓から出土した三種の神器」



さて、大祓詞(おおはらえのことば)・大祓式(おおはらえしき)というものがあまして、毎年旧暦の六月と十二月の晦日(みそか)に御所の朱雀門(すざくもん)で行われた「大祓式」で皇族以下百官に宣下した祝詞が「大祓詞(延喜式[927年]注:1)」です。(中臣祭文なかとみのさいもん、中臣祓なかとみのはらへとも言われます)祓物(はらえつもの)を出して、祓戸(はらえど)の神

の神威によって罪穢(つみけがれ)を解除(げじょ)する儀式であり、半年毎に恒例のものとしておこなわれるので「二季の祓にきのはらえ」と称します。この大祓式で唱えられる祝詞が「大祓詞」(おおはらえのことば)です。

注1:延喜式(えんぎしき)は、平安時代中期に編纂された**格式(律令の施行細則)**で、三代格式(弘仁格式、貞観格式、延喜格式)の一つであり、弘仁式は一部のみ現存、貞観式は現存せず、延喜式は現存している。

：延喜式祝詞とは：祈年祭 春日祭 広瀬大忌祭 龍田風神祭 平野祭 久度古開 六月月次 大殿祭 御門祭 **六月晦大祓** 東文忌寸部献横刀時の呪 鎮火祭 道饗祭 大嘗祭 鎮御魂斎戸祭 「伊勢大神宮」二月祈年・六月十二月月次祭 豊受宮 四月神衣祭 六月月次祭 九月神嘗祭 豊受宮同祭 同神嘗祭 斎内親王奉入時 遷奉大神宮祝詞 遷却崇神祭 遣唐使時奉幣 出雲国造神賀詞 中臣寿詞 :を云う。

現在、大祓詞には、底本が異なるなど、いくつかの版が存在します。

•**神社本庁の大祓詞**は、第二次大戦後に民間宗教団体として発足した神社本庁が1948年に例文として示した。内務省制定の大祓詞を奏上体に改めたものであり、教派神道流の中臣祓の系列に属する。

•**内務省制定の大祓詞**は、1914年に内務省訓令「官国幣社以下神社遙拜及大祓次第」によって公定されたものである。延喜式の六月晦大祓に準拠して宣下体に復した。ただし、前文や後文を短縮したり、本文から天津罪・国津罪の列举を抹消したりした。

•**延喜式の六月晦大祓**は、平安時代中期に定められた大祓詞であり、現存するものとして最も古い。古代の大祓詞は大祓の参加者に宣り下すものであり、朝廷の大祓では6月末と12月末に百官男女を集めて中臣氏が大祓詞を宣り聞かせた。

●**朝野群載の中臣祭文**も大祓詞の一種で、平安時代中期以降、大祓詞は私的な祈祷に転用され、神祇に奏上する形式に改変された。奏上体の大祓詞は、一般に中臣祓あるいは中臣祭文と呼ばれ、神道各派で盛んに用いられた。（朝野群載：平安時代に算博士、三善為康が編纂）

延喜式の六月晦大祓は、六月と十二月の末日に半年間の罪や穢（けが）れを祓（はら）うもので、イザナギノ命の「禊祓みそぎはらえ」が原型です。大祓詞を奏上して、身体や心（精神）に滞（とどこお）った「汚穢（おえ）」を、ハラエとミソギでぬぐい去ります。「ハラエ」は、大麻（おおぬさ）を用いて祓い、「ミソギ」は水で身体を洗います。

大祓詞は大まかには、天皇の命により祓の神々に、罪、災い、汚穢（おえ）を移し、海原に出て流し捨て去る、という内容です。天津罪と国津罪があります。

特に国津罪には、天孫降臨と言う名の侵略戦争の時と考えられる、ぞっとする様な残酷な罪があります。天皇の命により行ったこれらの罪も天皇の命により祓い流す事ができるという、現代人から見ると、誠に身勝手と言わざるを得ない考え方で構成されています。

これが大祓いの基本的な考え方になっているようです。かつて大祓詞は大祓式の参列者（天皇のために働いた者）に向けて読まれたものでしたが、今日では神に向け奏上するようになりました。このように「祝詞」には、古事記・日本書紀には、書くのをはばかるような記録があちこちに書かれています。誠に残酷でショッキングな内容があります。

本文は、下記のとおりですが、解り難にくいので説明を先に致します。

さて ここで取りあげる祝詞は、「六月晦大祓祝詞（ミナズキのツゴモリのオオハラへのノリト）」、つまり「大祓（オオハラヘ）の祝詞（ノリト）」というものです。

この祝詞には「六月晦大祓祝詞（ミナズキのツゴモリのオオハラへのノリト）」とあります。「ミナヅキ」というのは、六月です。晦（ツゴモリ）というのは、三十日です。この「六月晦大祓祝詞」というものがありまして「十二月（シハス）はこれに准（ナラ）へ。」と、このように書いてあります。

この「大祓（オオハラヘ）の祝詞（ノリト）」では、十二月と六月の二つ（2回）あるということが、分かります。

師走というのは十二月ただけではなく、六月と（一年に）二回することになっています。これも非常に重要なことです。

実は『古事記』などで、天皇の寿命がたいへん長い。百二十歳とか、百三十歳とか書かれていたので、あれはインチキだと言われていた時期がありました。実はそうではなくて、これは「六ヶ月を一年と考える。そういう暦があった。」という説（考え方）があります。

時代的には、すくなくとも弥生にはあり、おそらく縄文にさかのぼると考えられています。実はこれを証明しているのは、『三国志魏志倭人伝』で、その中に（注2：倭人の寿

命は九十歳ぐら이다ということが書いてあります)。すごく長生き、そう思われるかも知れませんが、じつは、それは半年を一年とする暦で考えると。

実は四十五歳。かれらは四十五歳まで生きるということを表現していることになります。『魏志倭人伝』に「注3：六ヶ月を一年と考える暦」の倭人のすがたが示されていると考える事が出来ます。

注2：「魏志倭人伝（部分）」見大人所敬 但搏手以當跪拜 其人寿考 或百年或八九十年 「大人を見て敬する所は、ただ搏手し、以って跪拜きはいに当てる。その人は寿考、或いは百年、或いは八、九十年。」 【跪拜：ひざまずき上半身を前にかがめて敬意を表す。】

注3：「魏志倭人伝（部分）」其會同坐起 父子男女無別 人性嗜酒 「その会同、坐起では、父子、男女は別無し。人性は酒を嗜む。」 その会合での立ち居振る舞いに、父子や男女の区別はない。人は酒を好む性質がある。 その中に注があって

（裴松之はいしょうし）注…魏略曰 其俗不知正歳四節 但計春耕秋収 為年紀「魏略（*）いわく、その習俗では正月（陰暦）や四節を知らない。ただ春に耕し、秋に収穫したことを数えて年紀としている。」《*／「魏略」…魏の歴史を記した書、現存しない》

・魏略「春耕秋収為年紀」にある「春耕秋収」とは、正式には、魏略曰「其俗不知正歳四節但計春耕秋収為年紀」で、この『魏略』の記事を引用した『三国志』「東夷伝倭人条」に掲載のある記事のことです。

この文章には、「(倭人は)その俗、正歳四節を知らず。ただ春耕秋収を計って年紀と為す。」とあって、つまり倭人は春と秋でそれぞれ1年と数えており、これを「春秋二倍暦」と言う。春から秋…つまり田植えから稲刈りまでを一年、そこから次の春までの冬を一年と勘定して、一年間に二年あるという古代中国に始まる死生観です。これが3世紀頃の古代日本人の通年観念だった、ということが考えられます。

ここから日本の史書は最初の神武天皇から応神天皇あたりまでの天皇の年齢を二倍にする着想を得たというのが今の史学の見方です。すると100歳以上だった天皇たちの年齢は正しくは、「春秋二倍暦」を普通の「1倍暦」換算すれば 神武天皇は64歳・崇神は60歳・応神は55で崩御となって、現実的になるという考え方は。

『古事記』『日本書紀』の（注4：天皇の寿命）が、百二十・三十になっているというのも、やはり二分の一にしますと、現実的です。また考古学的にも「弥生時代の平均寿命は30～40歳ぐらい」と言われていますので、非常にリアリティーがあり、信用できる。そういう説です。「六ヶ月を一年と考える暦」という考え方が、実はなんのことはない。「大祓の祝詞」をみれば、六ヶ月を一年と考えている。これは六月と十二月の大祓を一年を二つに分けていた。そういう暦（習慣）があったと考えられます。

注4： 天皇の寿命（日本書紀）表 歴代天皇の在位と寿命 ○寿命80才以上

○	1	神武天皇	126(127)
○	2	綏靖天皇	83(84)
	3	安寧天皇	66(57)
	4	懿徳天皇	76(76)
○	5	孝昭天皇	113(113)
○	6	孝安天皇	136 (136)
○	7	孝霊天皇	127 (127)
○	8	孝元天皇	114 (114)
○	9	開化天皇	110 (110)
○	10	崇神天皇	118 (118)
○	11	垂仁天皇	139 (139)
○	12	景行天皇	143 (143)
○	13	成務天皇	106 (106)
	14	仲哀天皇	? (52)
○	15	応神天皇	110 (110)
○	16	仁徳天皇	142

「古代人の寿命」

縄文人の場合は、30才くらいと考えられています。これは、貝塚から発掘される骨から確定できるといわれます。しかし、弥生時代の人骨は発掘されること自体大変少なく、弥生人の骨は土に帰ってしまうといわれます。

縄文人は、貝塚の近くに骨を埋葬しました。カルシウム分の多い土に埋葬された骨は、土に帰らず残るといわれます。一方、弥生時代は稲作が始まっています。貝塚のようにカルシウム分の多い土には埋葬されなかったため、弥生人の骨は土に帰ってしまったのです。

佐賀県の吉野ヶ里遺跡は有名ですが、発掘された人骨によると、弥生人は渡来系らしい特徴を備えているといわれます。縄文人に比べると背が高く、平均寿命は30～40歳ぐらい。遺物には紐のついた毛髪もあり、髪を結っていたこともわかります。（ここでいう30歳は、15歳以上生存した人間の寿命です。）

弥生時代は、稲作が生活の基盤となり、鉄器や青銅器の使用が始まった時代といわれます。吉野ヶ里でも農耕によって飛躍的に人口が増加し、人々を統率する王も現れました。一般の墓地とは別に王族を祀る巨大な墳墓がそれを物語っています。

古代は幼児期の死亡率が高く、縄文時代～弥生時代の死亡率は50～60%という数字も見えます。大正末期に幼児期死亡率が、15%以上あったといわれますので、大袈裟な数字ではないと思います。

15歳以上に達した者の平均死亡年齢の時代変遷は、人口問題研究家の小林和正氏による

縄文時代：男31.1歳／女31.3歳
弥生時代：男30.0歳／女29.2歳
古墳時代：男30.5歳／女34.5歳
室町時代：男35.8歳／女36.7歳
江戸時代：男43.9歳／女40.9歳
(古人骨より推定)

1891～98年調査：男55.7歳／女57.1歳
1965～66年調査：男70.3歳／女75.0歳
(人口統計)

さて、つぎに、大祓詞(おおはらえのことば)のいちばん重要なところ、興味深いところを読んでみますと、 六月晦大祓祝詞…

高天の原に神留りまし、皇親神ろき・神ろきの命もちて、八百萬の神等を神集へ集めたまひ、神議り(かみはかり)議りたまひて、『我が皇御孫(すめみま)の命は、豊蘆原の水穂の國の、安國と平らけくしろしめせ』と事依しまつき。(中略 大祓詞—延喜式祝詞からを参照のこと。)

天の磐座放ち、天八重雲をいつの千別きに千別きて、天降し依さしまつりき。

… これはなにのことを言っているのか。
「天孫降臨」ということを言っています。

つまり出発点は高天原、アマクニと呼ばれる「天国」というところが出発点となり、そこに有名な神様ですが、天照大神の孫のニギノ命(迹迹芸命)は、これから筑紫の日向(ひなた)の高千穂のクシフル岳、そこに行け。と言われて、孫のニギノ命が言う通り降っていった。そういう一節が、『古事記』にも『日本書紀』にもあります。

他の祝詞にも、たいていこれが出てきます。この「天高原」をなにか宇宙船がとんでいる天上と考えては、そんなところから古代に降りてこれるはずがない訳で、戦後はぎゃくに、あれは作り話だということになりました。戦後そう習ってきた人が多いはずです。「高天原はなかった」ということが、今は通説になっています。

これは両方とも違っていると思います。高天原(たかあまはら)・天国(あまくに)。
これは「アマ」を「天(テン)」という字を書くから、字にだまされるので、今でも海に潜って貝をとる女性のことを海女(あま)と言いますが、その海人(あま)です。要するに現代人の言い方をすると海洋民族です。海の人々、海の国という意味が、天国(海人国、アマクニ)です。

これは『古事記』などで対馬海流上、朝鮮半島と九州の間にある島々は「天の○○」、
「注5：天の○○」とみな呼ばれています。いわゆる「国産み神話」部分です。

注5：天の〇〇「古事記」

(原文：)天地初めて發けし時、高天原に成りし神の名は、天之御中主神、次に高御産巢日神、次に神産巢日神、この三柱の神は、みな獨神と成りまして、身を隠したまひき。

(訳文：) 天と地が初めて分れて、高天原（タカマガハラ）に出てきた神の名前は天之御中主神（アメノミナカヌシノカミ）、次に高御産巢日神（タカミムスビノカミ）、次に神産巢日神（カミムスビノカミ）です。この三柱の神は、奥さんや子供のいない独神で、姿かたちもありませんでした。

国産み（訳文）

伊予之二名島（イヨノフタナシマ＝四国）は体一つに顔が四つあります。

顔にはそれぞれに名前があります。

伊予の国は愛比売（エヒメ）といいます。

讃岐の国は飯依比古（イヒヨリヒコ）といいます。

阿波の国は大宜都比売（オオゲツヒメ）といいます。

土佐の国は建依別（タケヨリワケ）といいます。

次に隠伎之三子島（隠岐の島の三つの島）を生みました。

別名を天之忍許呂別（アメノオシコロワケ）といいます。

次は筑紫島（ツクシシマ＝九州）を生みました。

この島も体が一つで顔が四つあります。

それぞれの顔に名前があります。

筑紫の国を白日別（シラヒワケ）といいます。

豊の国を豊日別（トヨヒワケ）といいます。

肥の国を建日向日豊久士比泥別（タケヒムカヒトヨクジヒネワケ）といいます。

熊曾の国を建日別（タケヒワケ）といいます。

次には伊伎島（イキノシマ＝壱岐島）を生みました。

別名を天比登都柱（アメヒトツバシラ）といいます。

次に津島（ツシマ＝対馬）を生みました。

この名前を天之狭手依比売（アメノサデヨリヒメ）といいます。

次に佐渡島を生みました。

次に大倭豊秋津島（オオヤマトトヨアキヅシマ＝本州）を生みました。

この名前を天御虚空豊秋津根別（アマツミソラトヨアキツネワケ）といいます。

この八つの島を最初に産んだので、日本を大八島国と呼びます。

それは、いつの時代から、そう呼ばれているのかというと『古事記』のあるのは弥生時代。弥生時代以前から、そういう古い呼び方があったということが『古事記』の先頭部分に書かれています。

それともう一つは、「天降（アマクダル）」と言われている神話がありますが、天降った場所が三ヶ所しかない。一ヶ所は筑紫（現地の人はチクシと呼んでいます）、今の福岡県です。もう一つは出雲で、島根県です。もう一つは新羅で、朝鮮半島です。

この三ヶ所しか天降っていません。全部、海に面したところばかりです。つまり、対馬海峡の壱岐・対馬を原点にした、その周辺なのです。

現在の福岡県、島根県、韓国新羅へ、どこから天降ったかという壱岐・対馬から、つまり海上の国（海洋民族の国）から、その天国（アマクニ）から、天降ったと考えられるのです。今でも電車等は、上り・下りと言っていますが、基点の（アマクニ）から行くのが下りで、戻るのが上りです。このように理解すると、ひじょうにスッキリ理解できます。

現に壱岐・対馬の、今の壱岐島の対馬に相對したところに天原（あまのはら）という地名があります。どんな字を書くのかというと。「天（テン）」の「原（ハラ）」という字を書きます。その壱岐（島）の「天原」から銅鉾が何本か出ているところです。「天原（あまのはら）」という地名まであります。

そうすることで天国・高天原は壱岐・対馬の海上の島々ということになります。これを中心にする場所を天国（アマクニ）と言います。

「高（タカ）」は尊敬の言葉で、高天原（タカアマハラ）を、このように呼んでいます。

（「高（タカ）」は尊敬の字で、高い、低いの意味ではないわけです。）

：漢字源では：高（タカ）は、相手への敬意を表す言葉です。

つぎは、今言った「天孫降臨」はどこへ降りたのかという問題です。これは「筑紫の日向の高千穂のクシフルダケ」と出ています。筑紫（ツクシ）はどう読んでも福岡県で、福岡県のなかで「日向（ひなた）」と字を書いている場所がありまして、これは「ヒュウガ」ではなくて「ヒナタ」と読みます。博多の西の端のほうに室見川という川があります。この室見川の上流に近いところに「日向（ひなた）」という字地名があります。

その地名は、今でもあります。その西側に高祖山連峰というものがあります。「高い祖」と書いて高祖（タカス）と読みます。そこには日向（ひなた）山があり、その隣に日向峠がある。日向峠のほうから、東のほうへ流れている川が日向川。その日向川が室見川に合流した平地のところが字日向（ヒナタ）。ヒナタだらけ。今でも、そのあたり一帯をヒナタと呼んでいるわけです。

「天孫降臨」の場所は、「筑紫の日向」と呼んでいるわけですから、他にも日向（ヒナタ）とよぶところは日本中あるでしょうが「筑紫の日向」と言えばそこしかない。しかも、そこが決定的なのは高祖山連峰のところにクシフルダケというところがあるからです。

漢字ではいろいろな字を書きますが、カタカナで「クシフルダケ」と考えていただいたら良いと思いますが。その「クシフルダケ」というところに天降ったと『古事記』『日本書紀』でも言われています。博多（福岡市）と前原市とのあいだに、高祖（タカス）山連峰のところに「クシフルダケ」というところがあるのです。場所はちゃんと筑紫のなかで

す。ですから筑紫があり、日向（ヒナタ）があり、高千穂としての高祖（タカス）山連峰があり、クシフルダケがあり、（『古事記』『日本書紀』では）「筑紫の日向の高千穂のクシフルダケ」へ、そこへ天降ったと言っているわけです。

ですから天照（あまてらす）の孫は、もちろん軍勢を引き連れてそこを占領したと言っている訳です。ほかの祝詞でもそうですが、「天孫降臨」という事件が語られております。それは、歴史的事件であって、けっして単なるおとぎ話や想像ではないと思います。

どういう事件かと言いますと、原点になっているのは、壱岐・対馬の天国（あまくに海土国）で、大陸からの金属器を、最初に手に入れた人たちのいるところです。その人たちが縄文稲作で有名な博多湾岸へ、そこを支配しようとして侵入軍を派遣した。それが高祖（たかす）山、そこは砦であると思いますが、そこを支配して、日本列島の西日本を支配するにいたった。

そういうことを述べているのが、「天孫降臨」という名の事件だと思うのです。『日本書紀』などでは、これを南九州のような感じで書いてありますが、「船で、行けるところではないので、天上（宇宙）から天降ったことになってしまう。」そう理解すると、矛盾を生じて空想話に、せざるを得なくなります。

考古学的には「注6：三種の神器」を持ったお墓が集中して出てくるのが、今の高祖山連峰の東側と西側にある（吉武高木、三雲、須玖岡本、平原などの遺跡）なのです。南九州にはまったく出てきません。それと弥生時代の前期の終り、中期の初め。それは紀元前二〇〇年頃ですが、福岡県では出土物が一変します。「三種の神器」が出てくるのは、紀元前二〇〇年以後しか出てきません。出土物が一変しますので、やはり征服と被征服がおこなわれた証拠と考えられるわけです。

注6：天皇家の三種の神器（遺跡）

九州：吉武高木遺跡 三雲遺跡 井原遺跡 須玖岡本遺跡 平原遺跡

そういうことから見ますと、「大祓（オオハラヘ）の祝詞（ノリト）」で見ました罪。「大祓祝詞」ではらう罪がたくさんと書いてあります。

その罪に二種類あって、「天つ罪」と「国つ罪」と二つに分けて書いてあります。「天つ罪」というのは比較的へいぼんな罪で、田んぼの溝をこわすとか、田んぼの溝を埋めるとか。水を流す樋といを壊して他のところへ水を持っていってしまう罪など、農業生活では罪としてはありがちな罪、してはいけないこと、それをタブーというか罪としてあげてあります。内務省制定の大祓詞では、「天つ罪」と「国つ罪」等がカットされています。

ところが「国つ罪」のほうには、たくさん罪がありますが奇怪な罪があります。ひとつ特徴のある罪を言いますと、「母と子とを犯せる罪」「子と母とを犯せる罪」。これは母と子と、子と母と、反対になっているわけです。

これは一体なんだろうと思いました。お母さんと子供。言葉から見ると、これは両方とも女性だと思います。子供のほうも女性です。女の子です。娘です。お母さんも女性です。これを両方とも犯したる罪と言っているのです。ですから犯すほうは男性です。とうぜん男性がお母さんと娘と一緒に犯す。そういう罪があげられています。ちょっと、ふつうでは考えにくいことなのです。

ところがこういうことが起こりうる時期があるわけです。要するに戦争のときです。征服と被征服という大激変がありますと、征服者が被征服者の娘や母を犯すという行為が、あってならないことですが起きることがあります。日常生活では、ないとは言えないが、極めて少ないとです。ところが戦争という直後の動乱状況では、こういうことが、しばしば起こりうるのではないかと思います。

弥生時代前期の終り、中期の初め。BC二〇〇年前後の弥生時代中期の初まりの時期にすくなくとも福岡県あたりで大激変があったと考えられるのです。その背景になったのは、壱岐・対馬の人々が大陸・朝鮮半島から金属器を手に入れた。その金属器を持っているほうと持っていないほうとでは、武力が段違いに違うわけです。もちろん彼らは海洋民ですから、当時でいちばん早く物や人を運ぶ船というものを持っているわけですから、そこに鉄や銅の武器を持っていると圧倒的な武力の差を生じることは容易に考えられます。その状況の中での征服・被征服があったという事です。

「天孫降臨」と美しく言っていますが、歴史上の事実としては征服・被征服だった。と云えます。ところが征服・被征服と、言葉で言えば簡単ですが、その中でいろいろな悲劇が起きたことが、想定されます。それが「国つ罪」として、たくさんあげてあるわけです。ひとつだけ例を挙げておきますと。被征服民、負けたほうの悲劇は、状況として、男は殺されているわけです。夫や父親は殺されているわけです。そんな中で残された女性たちは、犯される。征服者から言えば犯す。それを罪と言って、その罪をチャラにする祭祀、それが「大祓（おおはらい）」ということになります。

戦争をするということは異民族かということ、広い意味では同一民族でしょうが、同一民族の中でもいろいろな種族が違いますから、その意味では同じ種族ではないと思われます。おなじ種族ではなくて、それがその時に大きな戦争が起きて、それがこうして、ずっと語り継がれてきているというのは、とてもショッキングなことです。

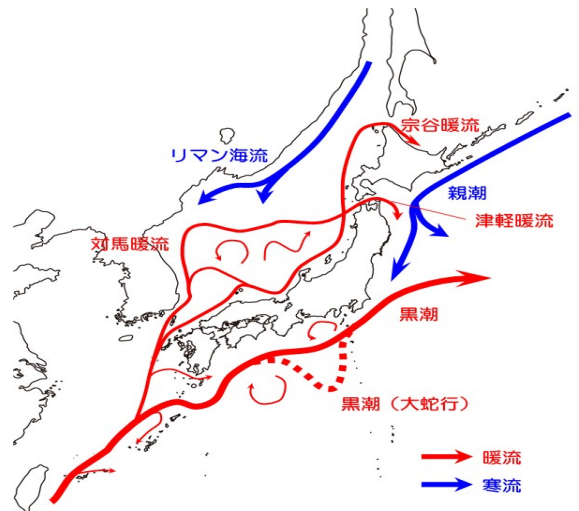
それに、この祝詞は犯したほうの征服者の立場で作っております。

征服者の立場で作ったから残ったのかというと、しかし、その場合、負けたほうで民衆は存在していますので、その場で祝詞が唱えられる。そうすると、罪を犯したけれども、言いようのない罪だったけれども、大祓の祭祀でそれを消してしまいたい。平時になれば、そんなことはそうありませんから。和解をしようではないか。そういう意味のなまなまし内容を持ったものがこの祝詞（のりと）なのだと思います。

祝詞というのは、ある意味で謝罪の気持ちを持っていると言えるのではないかと、考えられます。だから負けた側の民衆のほうでは、征服者があのような祭祀の場で、征服者がちゃんと自分たちの犯したことを罪として挙げ、悔いているというか謝罪している。そういう感じを持つのかも知れません。

それと、もう一つ注目すべきところは、「この罪を川に流し…」とあり、実際は祭祀に使った榊（さかき）などいろいろなものを、川に流すのかも知れませんが。それが海に出て、ずっと流れ着いて根の国、底の国に行くと。こう祝詞で言っています。

「根の國、底の國に坐す速さすらひめという神、持ちさすらひ失ひてむ。」と書かれていますが、「根の国、底の国」というと出雲のことです。



『古事記』『日本書紀』に何回も「根の国、底の国」という言葉が出てきます。それが出雲の方角を指しているようです。それで海流によって出雲にながれるということは、博多湾岸であれば、海流によって出雲に流れていく。ですからこの祝詞の表現の、舞台が今の福岡県で作られたと考えることができます。

その後、九州からやってきた神武天皇の勢力（後の近畿天皇家）が、九州の分家になると考えると、本家が北部九州となります。同じ三種の神器をいただいた分家が近畿天皇家という関係になるのですが、その近畿天皇家が大和中心に読み替えて使って現在に至っていると考えられます。そう考えないとすべてが神話というか空想話になってしまいます。

これが祝詞というものの、おおきな性格で、『古事記』を読んでいくとそのように理解せざるを得ないようです。ところが『祝詞（のりと）』には、その時のいま言ったなまなましい記録が、声が残っています。『古事記』『日本書紀』をいくら読んでも、いま言ったような生々しい記録は出てきません。もっと上品なことばで書いてあります。

これに比べれば、『祝詞』というのは『古事記』『日本書紀』には、書くのをはばかるような記録があちこちに書いてあります。

もう一つだけ例をあげれば、生きた人間・死んだ人間の肌を断つ罪（生膚断ち・死膚断ち）と書いてあります。これは、つまり刺青というのは身分をあらわしていて、貴重な、後の家紋のようなもので、からだに家紋を付けているようなものであります。それを負けたほうの膚を切り取ってしまうので、それは負けたほうに対する最高の侮辱でもあります。

それも罪として、大祓（おおはらい）ではらいましょうと祝詞にあります。ホントになまなましい表現が祝詞（のりと）の中にあふれているのです。

われわれは、それを知らずに祝詞を聞いていますが、すごい歴史の痕跡です。人々の指紋のように残っているとか込められている、人々の嘆きや悲しみが、怒りや滅んでいった人々の声もそこから知ることができるのではないのでしょうか。

そうすると、めでたい、めでたいというばかりのものではなく、そういう意味では、深みがあるというか、忘れずにというか、歴史の経験を伝えて（続けて）いる。そういうものが祝詞であり、今回あげた祝詞以外も、いろいろな深い歴史の生の声として中に残しているのが『祝詞（のりと）』だと思われます。

歴史というのは、どうしても勝者側のものが残ってしまうのですが、これも同じく勝者側が文面をつくっているのですが、しかし敗者側の悲しみや恨みが、ひしひし聞こえる形で勝者側が作っています。ぜんぶ勝者側で「天孫降臨」という言葉にしていまいますと、敗者側の心に通じないというか、霧がかかってはっきりしない。

ところが祝詞はそれを美化してしまわないで、その時のトゲをしっかりと棘とげとして伝えている。これが『祝詞（のりと）』のすばらしいところだと思います。

●大祓詞 — 延喜式祝詞から（注：1）

みなづきのつごもりのおおはらへ（しはすはこれにならへ）

六月晦大祓（十二月は之に准へ）（「注：参列者に向けて～」読んでいる部分）

うごなはりはべるみこたち おほきみたち まへつぎみたち もものつかさのひとども
もろもろききたまへよと のたまふ

集はり侍る親王 諸王 諸臣 百官人等 諸聞食へよと宣ふ

すめらがみかどにつかへまつる ひれかくるとものを たすきかくるとものを ゆぎおふ
ともをの たちはくるとものを

天皇が朝廷に仕奉る 比礼挂くる伴男 手襷挂くる伴男 鞆負ふ伴男 劔佩く伴男

ともをのやそともををはじめて つかさづかさにつかへまつるひとどもの あやまち
おかしけむくさぐさのつみを

伴男の八十伴男を始めて 官官に仕奉る人等の 過犯しけむ雑雑の罪を

ことしみなづきのつごもりのおおはらへに はらいたまひきよめたまふことを もろもろ
ききたまへよと のたまふ

今年六月の晦の大祓に 祓給ひ清給ふ事を 諸聞食へよと宣ふ

たかまのはらにかむづまります すめむつかみろぎかむろみのみこともちて

高天原に神留り坐す 皇親神漏岐神漏美の命以ちて（「注：天孫降臨説話～」）

やほよろづのかみたちを かむつどへにつどへたまひ かむはかりにかはりたまひて あ
がすめみまのみことは
八百万の神等を 神集へに集へ賜ひ 神議に議賜て 我が皇孫之尊は

とよあしはらのみづほのくにを やすくにとたひらけくしろしめせとことよさしまつりき
豊葦原の水穂の国を 安国と平けく所知食と事依し奉き

かくよさしまつりしくぬちに あらぶるかみたちをば かむとはしにとはしたまひ かむ
はらひにはらひて
如此依し奉し国中に 荒振神達をば 神問しに問し賜ひ 神掃に掃賜ひて

こととひしいはね こだち くさのかきはをもことやめて
語問し磐根 樹立 草の垣葉をも語止て

あまのいはくらはなち あまのやへぐもをいつのちわきにちわきて あまくだしよさしま
つりき
天磐座放ち 天の八重雲を伊頭の千別に千別て 天降依し奉き

かくよさしまつりしよものくになかと おおやまとひたかみのくにをやすくにとさだめま
つりて
如此依さし奉し四方の国中と 大倭日高見之国を安国と定奉て

したついはねにみやばしらふとしきたて たかまのはらにちぎたかしりて
下津磐根に宮柱太敷立て 高天原に千木高知て

すめみまのみことのみづのみあらかつかへまつりて あまのみかげ ひのみかげとかくり
まして
皇御孫之命の美頭の御舎仕奉て 天之御蔭 日之御蔭と隠坐て

やすくにとたひらけくしろしめさむくぬちに なりいでむあまのますひとらが あやまち
おかしけむくさぐさのつみごとは
安国と平けく所知食む国中に 成出む天の益人等が 過犯けむ雑々の罪事は

あまつつみと あぜはなち みぞうめ ひはなち しきまき くしざし いきはぎ さか
はぎ くそへここだくのつみを（「注：天津罪部分～」）
天津罪と 畦放 溝埋 樋放 頻蒔 串刺 生剥 逆剥 屎戸 許々太久の罪を

あまつつみとのりわけて
天津罪と法別て

くにつつみと いきはだたち しにはだたち しろひと こくみ おのがははおかせるつ
み おのがこおかせるつみ（「注：国津罪部分～」）
国津罪と 生膚断 死膚断 白人 胡久美 己が母犯罪 己が子犯罪

ははとことおかせるつみ ことははとおかせるつみ けものおかせるつみ
母と子と犯罪 子と母と犯罪 畜犯罪

（上の4罪は、『古事記』仲哀天皇段にも「上通下通婚（おやこたわけ）」として書かれている。）

はふむしのわざわひ たかつかみのわざわひ たかつとりのわざわひ
昆虫の災 高津神の災 高津鳥の災

けものたふしまじものせるつみ ここだくのつみいでむ
畜仆し蟲物為罪 許々太久の罪出でむ

かくいでは あまつみやごともちて おおなかとみ あまつかなぎをもとうちきりすえう
ちたちて
如此出ば 天津宮事以て 大中臣 天津金木を本打切末打断て

ちぐらのおきくらにおきたらはして あまつすがそをもとかりたちすえかりきりて
千座の置座に置足はして 天津菅曾を本刳断末刳切て

やはりにとりさきて あまつのりとのふとのりとごとをのれ
八針に取辟て 天津祝詞の太祝詞事を宣れ

かくのらば あまつかみはあまのいはとをおしひらきて あまのやへぐもをいつのちわき
にちわきてきこしめさむ
如此乃良ば 天津神は天磐門を押披て 天之八重雲を伊頭の千別に千別て聞食む

くにつかみはたかやまのすえひきやまのすえにのぼりまして
国津神は高山乃末短山之末に登坐して

たかやまのいほりひきやまのいほりをかきわけてきこしめさむ
高山の伊穗理短山の伊穗理を撥別て所聞食む

かくきこしめしてば すめみまのみことのみかどをはじめて あまのしたよものくには
つみといふつみはあらじと
如此所聞食てば 皇御孫之命の朝廷を始て 天下四方国には 罪と云ふ罪は不在と

しなとのかぜのあまのやへぐもをふきはなつことのごとく
科戸之風の天之八重雲を吹放事之如く

あしたのみきりゆうべのみきりを あさかぜゆうかぜのふきはらふことのごとく
朝之御霧夕之御霧を 朝風夕風の吹掃事之如く

おおつべにおるおおふねを へときはなちともときはなちて おおうなばらにおしはなつ
ことのごとく
大津辺に居る大船を 舳解放艫解放て 大海原に押放事之如く

おちかたのしげきがもとをやきがまのとがまもちて のこるつみはあらじと はらひたま
ひきよめたまふことを
彼方之繁木が本を 焼鎌の敏鎌以て打掃事之如く 遺る罪は不在と 祓賜ひ清賜事を

たかやまのすえひきやまのすえより さくなだりにおちたきつはやかわのせにますせおり
つひめといふかみ（「注：根国底之国へ穢を流す部分～」）
高山之末短山之末より 佐久那太理に落多支都速川の瀬に坐す瀬織津比咩と云神

おおうなばらにもちいでなむ かくもちいでいなば
大海原に持出なむ 如此持出往ば

あらしほのしほのやほぢのしほのやほあひにますはやあきつひめといふかみ
荒塩之塩の八百道の八塩道之塩の八百会に坐す速開都比咩と云神

もちかかのみてむ かくかかのみてば いぶきどにますいぶきどぬしといふかみ ねのく
にそこのくににいぶきはなちてむ
持可可吞てむ 如此可可吞てば 気吹戸に坐す気吹主と云神 根国底之国に気吹放てむ

かくいぶきはなちてば ねのくにそこのくににますはやさすらひめといふかみ もちさす
らひうしなひてむ
如此気吹放てば 根国底之国に坐す速佐須良比咩と云神 持佐須良比失てむ

かくうしなひてば きょうよりはじめてつみというふつみはあらじと
如此失てば 今日より始て罪と云ふ罪は不在と

たかまのはらにみみふりたててきくものと うまひきたて
高天原に耳振立聞物と 馬牽立て

ことしみなづきのつごもりのひの ゆふひのくだちのおおはらへに
今年六月の晦日の 夕日之降の大祓に

はらひたまひきよめたまふことを もろもろききたまへよとのたまふ
祓給ひ清給ふ事を 諸聞食へよと宣ふ

よくにのうらべども おおかわぢにもちまかりいでて はらへやれとのる
四国のト部等 大川道に持ち退り出でて 祓へ却れと宣る (了)

参考文献

- タッキー 816 みのおエフエム提供 二〇〇二年二月十四日放送
みちばたサミット第3回 老年のための古代史 歴史のなかの祝詞（のりと）
- 新訂 古事記 角川ソフィア文庫 2008年7月
- 日本書紀（上） 講談社学術文庫 2009年4月
- 日本書紀（下） 岩波文庫 1998年5月
- 倭国伝 講談社学術文庫 2010年10月
- その他（ネット検索）出典: フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』等

天つ罪と国つ罪 （参考：大法輪閣発行三橋健氏編「神道」）

▼「大祓詞オハハコトバ」にみる様々な罪

神道では、罪を天津罪アマツミと国津罪クニツミに分けて考えてきました。そのことは延長五年（西暦927）に完成しました「延喜式インギシ」の巻八「祝詞ナリト」に収められている「大祓詞」にみえています。既に千年以上も前のことになりますが、この祝詞は現在も神社などで奏上されています。

さて「大祓詞」には、8種の天津罪と13種の国津罪とを列挙してあります。中には罪の内容を具体的に分別することのできないものも少なくありませんが、取りあえずそれらの名称を掲げ、簡単に説明してみましょう。

〔天津罪〕

- ①畔放ちアハチ：米は、わが国の基本となる食糧ですので、この米を生産する稲作に関して、田の畦アヅを壊して、田の水を干し、稲の生長を妨げること。
- ②溝埋めミヅウ：田に水を引くために設けた溝を埋め、田へ水が通わなくすること。
- ③樋放ちハハチ：田に水を引くために設けた樋トイを壊し、田へ水が通わなくすること。
- ④重播きシマキ：ある人が種を蒔いたところへ、別の人が重ねて種を蒔いて、作物の生長を妨害すること。
- ⑤串刺しクサシ：作物の収穫時に、所有権を示す札を他人の田畑に立て、それが自分のものであるとすることで、所有権の侵害をすること。
- ⑥生き剥ぎイハギ：生きている馬の皮を剥ぐこと。
- ⑦逆剥ぎサカギ：馬の皮を尻の方から剥ぐこと。
- ⑧糞戸クハ：収穫祭の祭場に汚いものを撒き散らすこと。

〔国津罪〕

- ①生膚断ちイハダ 好：生きている人の肌ハダに傷をつけること。
- ②死膚断ちシハダ 好：死んだ人の肌に傷をつけること。
- ③白人シロヒト：肌の色が白くなるなど、治療できない病気になること。
- ④胡久美コクミ：瘤コブができるなど、治療できない病気になること。
- ⑤おのが母犯せる罪：実母との相姦の罪
- ⑥おのが子犯す罪：実子との相姦の罪
- ⑦母と子と犯せる罪：まずある女と相姦し、後にその女の子と相姦すること。
- ⑧子と母と犯せる罪：まずある女と相姦し、後にその女の母と相姦すること。
- ⑨畜犯せる罪：家畜を相手に性欲を満足させること。
- ⑩昆ふ虫ハムシの災ワライ：地に這う虫（昆虫や蛇など）から蒙るコウムル病気や障害など、防ぎようのない有害な動物による災害
- ⑪高つ神の災：雷による災難など、防ぎようのない天災地変災害
- ⑫高つ鳥の災：空を飛ぶ鳥による被害など、防ぎようのない害鳥による被害
- ⑬畜仆しケノナホ、蟲物マダモノせる罪：家畜類を殺し、その血で悪神を祭り、人々をのろう呪いマダナイをすること。

このように、天津罪は国家や地域など、社会生活の基盤たる共同体の維持に関する秩序に対して背くことが罪であるといえます。

一方国津罪は、地域社会の一員として、遵守すべき倫理や道徳的の基、又は優秀な民族の維持繁栄（日本人たる種の保存）に関して背くことが罪であるといえそうです。

▼罪の起源

「古事記」に拠りますと、伊邪那岐命イナギハミコは、三貴子が誕生したので大層喜ばれ、天照大御神アマテラスオホミカミに高天原タマハラ（天上界）を、月読命ツキヨミミコに夜の国を、須佐之男命スサノオミコに海原ウナハラを、それぞれ統治するように云われました。ところが須佐之男命は、髭ヒゲが胸の辺りまで伸びる年頃になっても泣き喚いてばかりいました。須佐之男命はその名前からしても明らかなように、暴風のような荒々しい性格の神です。その泣き声は激しかったので、青い山が枯れ、多くの国民が若くして死にました。世の中は乱れてしまいました。伊邪那岐命は「どうしてお前はそんなに泣くのだ」とお訊きになりますと、「私は妣ハハ（亡母）の居る国へ行きたい」と答えました。伊邪那岐命は「そんなに言うのだったら、お前の勝手にしなさい」と言われ、好きにさせました。

そこで須佐之男命は妣、即ち伊邪那美命イナミミコの居られる地下の国へ行くこととなり、天上界の天照大御神のところへお暇乞いに行かれました。ところが天上界へ上って来る須佐之男命の様子は、恰も台風がやって来たようなすさまじい勢いでありましたので、天照大御神は、須佐之男命が自分の国を奪い取りに来たと誤解されました。お暇乞いに来たと言われましたが、天照大御神は信用なさいませんでした。

そこで天アメの安ヌの河カで「うけひ」を執り行いました。「うけひ」とは誓約の一種で、あることを予め約束しておき、神意を占うという方法です。天照大御神と須佐之男命との「うけひ」の場合は、各々が子をもうけるに当たり、その最初の子が男子であれば須佐之男命の勝ち、女子であれば天照大御神の勝ちと約束して、神意を占いました。

この「うけひ」は、須佐之男命の勝ちとでました。つまり正勝吾勝々速日天之忍穗耳命マサカツアカツカハヤヒアメノホミミコという男子が誕生し、その結果、須佐之男命は国を奪い取りに来たのではないことが証明されました。

ところが、須佐之男命は勝ちに乗じて大暴れをし、例えば天照大御神の大切な田圃の畦を壊したり、溝を埋めたり、また重播きヅマキをするなど、様々な悪事を働きました。さらに糞戸クハをして、祭りの神聖を汚しました。即ちこれらの行為は前掲の天津罪に相当するもので、何れも農耕妨害の罪でした。

解説：三橋 健（みつはし たけし、1939 年 - ）は、日本の神道学者。元國學院大學大学院客員教授。専門は神道史、祝詞の研究。國學院大學文学部文学科卒業。同大学院文学研究科博士課程神道学専攻中退。1993 年「国内神名帳の研究」で國學院大神道学博士。定年退職後「日本の神道文化研究会」を主宰。

解説：九州地方の呼称「西海国（9国2島）」

肥後の国が所属しました九州地方は西海道（さいかいどう）と呼ばれ、大化改新以前は、筑紫、西偏（古事記）、西州（神代紀）また西道（崇神紀）と呼びました。

◆四ヶ国時代 ＊大化改新以前の古代には西偏、西州と呼称。

- | | | |
|---------|----|-------|
| 1. 火の国 | 肥後 | 肥前 |
| 2. 筑紫の国 | 筑前 | 筑後 |
| 3. 豊の国 | 豊前 | 豊後 |
| 4. 日向の国 | 日向 | 大隅 薩摩 |

◆西海国時代

＊701年 大化改新 「続日本書紀」 元明天皇 大宝元年

筑前	ちくぜん	筑後	ちくご		
肥前	ひぜん	肥後	ひご		
豊前	ぶぜん	豊後	ぶんご		
日向	ひゅうが（ひむか）	大隅	おおすみ	薩摩	さつま
壱岐	いき	対馬	つしま		

◆現在の県との対照(西海道)

福岡 筑前 筑後

大分 豊前 豊後

佐賀 肥前 肥前を佐賀と長崎に分離した。

熊本 肥後

宮崎 日向 当初、701年には日向、大隅、薩摩で構成されていた、

長崎 壱岐 対馬 長崎は肥前の一部と2島

鹿児島 薩摩 たね島 大隅

713年日向国から大隅国が分離されました。

824年 たね島 が廃止され大隅国に編入。

沖縄 琉球

延喜式祝詞

祝詞

凡そ祭祀の祝詞は、御殿・御門等の祭には、斎部氏祝詞まをし、以外の諸祭には、仲臣氏祝詞まをせ。

凡そ四時の諸祭に祝詞を云はざるは、神部皆常の例に依りて宣れ。其の臨時の祭の祝詞は、所司事に随ひて脩撰し、祭に前だち官に進りて処分を経、然る後に行へ。

祈年祭

集待はれる神主・祝部等、諸聞食せと宣る。〔神主・祝部等、共に唯と称せ。餘の宣るといふも、此に准へ。〕

高天原に神留り坐す皇睦神漏伎命・神漏弥命以て、天社国社と称辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、今年二月に御年初め賜はむと為て、皇御孫命の宇豆の幣帛を、朝日の豊逆登に称辞竟へ奉らくと宣る。

御年皇神等の前に白さく、皇神等の依さし奉らむ奥津御年を、手肱に水沫画き垂り、向股に泥画き寄せて、取作らむ奥津御年を、八束穂の伊加志穂に、皇神等の依さし奉らば、初穂をば千穎八百穎に奉り置きて、甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て雙べて、汁にも穎にも称辞竟へ奉らむ。大野原に生ふる物は甘菜・辛菜、青海原に住む物は、鰯の広物・鰯の狭物、奥津藻菜・辺津藻菜に至るまでに、御服は明妙・照妙・和妙・荒妙に称辞竟へ奉らむ。御年皇神の前に、白馬・白猪・白鶏、種種の色物を備へ奉りて、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

大御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、神魂・高御魂・生魂・足魂・玉留魂・大宮乃壳・大御膳都神・辞代主と御名は白して、辞竟へ奉らくは、皇御孫命の御世を手長の御世と、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂御世に幸へ奉るが故に、皇吾睦神漏伎命・神漏弥命と、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

座摩の御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、生井・栄井・津長井・阿須波・婆比支と御名は白して、辞竟へ奉らくは、皇神の敷き坐す下都磐根に宮柱太知り立て、高天原に千木高知りて、皇御孫命の瑞の御舎を仕へ奉りて、天御蔭・日御蔭と隠り坐して、四方の国を安国と平けく知食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

御門の御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、櫛磐間門命・豊磐間門命と御名は白して、辞竟へ奉らくは、四方の御門に、湯都磐村の如く塞り坐して、朝には御門を開き奉り、夕には御門を閉て奉りて、疎夫留物の下より往かば下を守り、上より往かば上を守り、夜の守・日の守に守り奉るが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

生嶋の御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、生国・足国と御名は白して辞竟へ奉らくは、皇神の敷き坐す嶋の八十嶋は、谷蜺の狭度る極、塩沫の留る限、狭き国は広く、峻しき国は平けく、嶋の八十嶋墮つ事無く、皇神等の依さし奉るが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

辞別きて、伊勢に坐す天照大御神の大前に白さく、皇神の見霽かし坐す四方の国は、天の壁立つ極、国の退立つ限、青雲の靄く極、白雲の墜り坐向伏す限、青海原は棹柁干さず、舟の艫の至り留る極、大海原に舟満ち都都気て、陸より往く道は荷の緒縛ひ堅めて、磐根木根履み佐久弥て、馬の爪の至り留る限、長道間無く立ち都都気て、狭き国は広く、峻しき国は平けく、遠き国は八十綱打掛けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば、荷前は皇大御神の大前に、横山の如く打積み置きて、残をば平けく聞看さむ。又、皇御孫命の御世を、手長の御世と、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂御世に幸へ奉るが故に、皇吾睦神漏伎・神漏弥命と、宇事物頭根衝き抜きて、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

御県に坐す皇神等の前に白さく、高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布と御名は白して、此の六御県に生り出づる甘菜・辛菜を持ち参来て、皇御孫命の長御膳の遠御膳と聞食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

山口に坐す皇神等の前に白さく、飛鳥・石村・忍坂・長谷・畝火・耳無と御名は白して、遠山近山に生ひ立てる大木小木を、本末打切りて持ち参来て、皇御孫命の瑞の御舎仕へ奉りて、天御蔭・日御蔭と隠り坐して、四方の国を安国と平けく知食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

水分に坐す皇神等の前に白さく、吉野・宇陀・都祁・葛木と御名は白して辞竟へ奉らくは、皇神等の寄さし奉らむ奥都御年を、八束穂の伊加志穂に寄さし奉らば、皇神等に、初穂は穎にも汁にも、甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て雙べて、称辞竟へ奉りて、遺をば皇御孫命の朝御食・夕御食の加牟加比に、長御食の遠御食と、赤丹穂に間食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を称辞竟へ奉らくを、諸間食せと宣る。

辞別きて、忌部の弱肩に太多須支取掛けて、持由麻波利仕へ奉れる幣帛を、神主・祝部等受け賜りて、事過たず捧げ持ちて奉れと宣る。

春日祭

天皇が大命に坐せ、恐き鹿嶋に坐す健御賀豆智命、香取に坐す伊波比主命、枚岡に坐す天之子八根命、比売神、四柱の皇神等の広前に白さく、

大神等の乞はし賜ひの任に、春日の三笠山の下津石根に宮柱広知り立て、高天原に千木高知りて、天の御蔭・日の御蔭と定め奉りて、貢る神宝は、御鏡・御横刀・御弓・御杵・御馬に備へ奉り、御服は明多閉・照多閉・和多閉・荒多閉に仕へ奉りて、四方の国の献れる御調の荷前取竝べて、青海原の物は、波多の広物・波多の狭物、奥藻菜・辺藻菜、山野の物は甘菜・辛菜に至るまで、御酒は甕の上高知り 甕の腹満て竝べて、雑物を横山の如くに積み置きて、神主に某官位姓名を定めて、献る宇豆の大幣帛を、安幣帛の足幣帛と、平けく安けく間食せと、皇大御神等を称辞竟へ奉らくと白す。

如此仕へ奉るに依りて、今も去前も、天皇が朝廷を平けく安けく、足御世の茂御世に斎ひ奉り、常磐に堅磐に福へ奉り、預りて仕へ奉る処処の家の王等・卿等をも平けく、天皇が朝廷に伊加志夜久波叡の如く仕へ奉り、佐加叡志米賜へと、称辞竟へ奉らくと白す。〔大原野・枚岡等の祝詞も此に准へ〕

広瀬大忌祭

広瀬の川合に称辞竟へ奉る皇神の御名を白さく、

御膳持たする若宇加能売命と御名は白して、此の皇神の前に辞竟へ奉らく、皇御孫命の宇豆の幣帛を捧げ持たしめて、王臣等を使として、称辞竟へ奉らくを、神主・祝部等諸間食せと宣る。

奉る宇豆の幣帛は、御服は明妙・照妙・和妙・荒妙・五色物、楯・戈・御馬、御酒は甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て雙べて、和稻・荒稻に、山に住む物は、毛の和き物・毛の荒き物、大野原に生ふる物は、甘菜・辛菜、青海原に住む物は、鰯の広き物・鰯の狭き物、奥津藻菜・辺津藻菜に至るまで、置き足らはして奉らくと、皇神の前に白し賜へと宣る。

如此奉る宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平けく安けく間食して、皇御孫命の長御膳の遠御膳と、赤丹の穂に間食さむ。皇神の御刀代を始めて、親王等・王等・臣等・天下の公民の取作る奥都御歳は、手肱に水沫画き垂り、向股に泥画き寄せて取作らむ奥都御歳を、八束穂に皇神の成し幸へ賜はば、初穂は、汁にも穎にも、千稻・八千稻に引居ゑて、横山の如く打積み置きて、秋祭に奉らむと、皇神の前に白し賜へと宣る。

倭国の六御県の手口に坐す皇神等の前にも、皇御孫命の宇豆の幣帛を、明妙・照妙・和妙・荒妙・五色物、楯・戈に至るまで奉る。如此奉らば、皇神等の敷き坐す山山の口より、狭久那多利に下し賜ふ水を、甘き水と受けて、天下の公民の取作れる奥都御歳を、悪しき風・荒き水に相はせ賜はず、汝命の成し幸へ賜はば、初穂は汁にも穎にも、甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て雙べて、横山の如く打積み置きて奉らむと、王等・臣等・百官人等、倭国の六御県の刀祢、男女に至るまで、今年の某月の某日、諸参出で来て、皇神の前に宇事物頭根築き抜きて、朝日の豊逆登に称辞竟へ奉らくを、神主・祝部等諸間食せと宣る。

龍田風神祭

龍田に称辞竟へ奉る皇神の前に白さく、

志貴嶋に大八嶋国知しめしし皇御孫命の、遠御膳の長御膳と、赤丹の穂に聞食す五穀物を始めて、天下の公民の作る物を、草の片葉に至るまで成さざること、一年二年に在らず、歳真尼久傷へるが故に、百の物知人等のト事に出でむ神の御心は、此の神と白せと負せ賜ひき。

此を物知人等のト事を以てトへども、出づる神の御心も無しと白すと聞看して、皇御孫命の詔りたまはく、神等をば天社国社と忘る事無く、遺つる事無く、称辞竟へ奉ると思ほし行はずを、誰の神ぞ、天下の公民の作りと作る物を成さず傷へる神等は、我が御心ぞと悟し奉れと宇気比賜ひき。

是を以て皇御孫命の大御夢に悟し奉らく、天下の公民の作りと作る物を、悪しき風・荒き水に相はせつつ、成さず傷へるは、我が御名は天乃御柱乃命・国乃御柱乃命と、御名は悟し奉りて、吾が前に奉らむ幣帛は、御服は明妙・照妙・和妙・荒妙・五色物、楯・戈、御馬に御鞍具へて、品品の幣帛備へて、吾が宮は朝日の日向ふ処、夕日の日隠る処の龍田の立野の小野に、吾が宮は定め奉りて、吾が前を称辞竟へ奉らば、天下の公民の作りと作る物は、五穀を始めて、草の片葉に至るまで、成し幸へ奉らむと悟し奉りき。

是を以て皇神の辞教へ悟し奉りし処に、宮柱定め奉りて、此の皇神の前に称辞竟へ奉りに、皇御孫命の宇豆の幣帛を捧げ持たしめて、王臣等を使と為て、称辞竟へ奉らくと、皇神の前に白し賜ふ事を、神主・祝部等諸聞食せと宣る。

奉る宇豆の幣帛は、比古神に御服は明妙・照妙・和妙・荒妙・五色物、楯・戈、御馬に御鞍具へて、品品の幣帛献り、比売神に御服備へ、金の麻笥・金の[たたり]・金の[かせひ]、明妙・照妙・和妙・荒妙・五色物、御馬に御鞍具へて、雑の幣帛奉りて、御酒は甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て雙べて、和稻・荒稻に、山に住む物は、毛の和物・毛の荒物、大野原に生ふる物は、甘菜・辛菜、青海原に住む物は、鰯の広物・鰯の狭物、奥都藻菜・辺都藻菜に至るまでに、横山の如く打積み置きて、奉る此の宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と、皇神の御心に平けく聞食して、天下の公民の作りと作る物を、悪しき風・荒き水に相はせ賜はず、皇神の成し幸へ賜はば、初穂は甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て雙べて、汁にも穎にも、八百稻・千稻に引居ゑ置きて、秋祭に奉らむと、王卿等、百官人等、倭国の六県の刀禰、男女に至るまでに、今年の四月〔七月には今年の七月と云へ〕諸参集はりて、皇神の前に宇事物頭根築き抜きて、今日の朝日の豊逆登に、称辞竟へ奉る皇御孫命の宇豆の幣帛を神主・祝部等被け賜りて、情る事無く奉れと宣りたまふ命を、諸聞食せと宣る。

平野祭

天皇が御命に坐せ、今木より仕へ奉り来れる皇大御神の広前に白し給はく、

皇大御神の乞はし給ひの任に、此の所の底つ石根に宮柱広敷き立て、高天の原に千本高知りて、天の御蔭・日の御蔭と定め奉りて、神主に神祇某官位姓名を定めて進る神財は、御弓・御太刀・御鏡・鈴・衣笠、御馬を引き並べて、御衣は明多閉・照多閉・和多閉・荒多閉に備へ奉りて、四方の国の進れる御調の荷前を取並べて、御酒は甕みかの戸へ高知り、甕みかの腹満て並べて、山野の物は、甘菜・辛菜、青海原の物は波多の広物・波多の狭物、奥都毛波・辺津毛波に至るまで、雑物を横山の如く置き高成して、献る宇豆の大幣帛を平けく聞しめして、天皇が御世を堅磐に常磐に斎ひ奉り、伊賀志御世に幸へ奉りて、万世に御坐し在さしめ給へと、称辞竟へ奉らくと申す。

又申さく、参りて仕へ奉る親王等・王等・臣等・百官人等をも、夜の守・日の守に守り給ひて、天皇が朝廷に、伊夜高に伊夜広に、伊賀志夜具波江の如く、立栄えしめ仕へ奉らしめ給へと、称辞竟へ奉らくと申す。

久度古開

天皇が御命に坐せ、久度古開二所の宮にして、供へ奉り来れる皇御神の広前に白し給はく、皇御神の乞ひ給ひし任に、此の所の底つ石根に宮柱広敷き立て、高天の原に千木高知りて、天の御蔭・日の御蔭と定め奉りて、神主に某官位姓名を定めて、進る神財は、御弓・御太刀・御鏡・鈴・衣笠、御馬を引き並べて、御衣は明多閉・照多閉・和多閉・荒多閉に備へ奉りて、四方の国の進れる御調の荷前を取並べて、御酒は甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て並べて、山野の物は、甘菜・辛菜、青海原の物は、鰯の広物・鰯の狭物、奥都毛波・辺都毛波に至るまで、雑物を横山の如く置き高成して、献る宇豆の大幣帛を平けく聞しめして、天皇が御世を堅磐に常磐に斎ひ奉り、伊賀志御世に幸へ奉りて、万世に御坐しまさしめ給へと、称辞竟へ奉らくと申す。

又申さく、参集はりて仕へ奉る親王等・王等・臣等・百官人等をも、夜の守・日の守に守り給ひて、天皇が朝廷に、弥高に弥広に、伊賀志夜具波江の如く、立栄えて仕へ奉らしめ給へと、称辞竟へ奉らくと申す。

六月月次〔十二月は此に准へ〕

集侍はれる神主・祝部等諸間食せと宣る。

高天原に神留り坐す皇睦神漏伎命・神漏弥命以て、天社国社と称辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、今年の六月の月次の幣帛を、〔十二月には今年の六月の月次の幣帛と云へ〕明妙・照妙・和妙・荒妙に備へ奉りて、朝日の豊栄登に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

大御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、神魂・高御魂・生魂・足魂・玉留魂・大宮売・御膳都神・辞代主と御名は白して、辞竟へ奉らくは、皇御孫命の御世を、手長の御世と、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂御世に幸へ奉るが故に、皇吾睦神漏伎命・神漏弥命と、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

座摩の御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、生井・栄井・津長井・阿須波・婆比伎と御名は白して、辞竟へ奉らくは、皇神の敷き坐す下都磐根に宮柱太知り立て、高天原に千木高知りて、皇御孫命の瑞の御舎仕へ奉りて、天御蔭・日御蔭と隠り坐して、四方の国を安国と平けく知食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

御門の御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、櫛磐間門命・豊磐間門命と御名は白して、辞竟へ奉らくは、四方の御門に、湯都磐村の如く塞り坐して、朝には御門を開き奉り、夕には御門を閉て奉りて、疎布留物の下より往かば下を守り、上より往かば上を守り、夜の守・日の守に守り奉るが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

生嶋の御巫の辞竟へ奉る皇神等の前に白さく、生国・足国と御名は白して、辞竟へ奉らくは、皇神の敷き坐す嶋の八十嶋は、谷蟻の狭度る極、塩沫の留る限、狭き国は広く、嶮しき国は平けく、嶋の八十嶋墮つ事無く、皇神等の寄さし奉るが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

辞別きて、伊勢に坐す天照大御神の大前に白さく、皇神の見霽かし坐す四方の国は、天の壁立つ極、国の退立つ限、青雲の靄く極、白雲の向伏す限、青海原は棹柁干さず、舟の艫の至り留る極、大海原に舟満ち都都気て、陸より往く道は荷の緒結ひ堅めて、磐根木根履み佐久弥て、馬の爪の至り留る限、長道間無く立ち都都気て、狭き国は広く、峻しき国は平けく、遠き国は八十綱打掛けて引き寄する事の如く、皇大御神の寄さし奉らば、荷前は皇大御神の前に、横山の如く打積み置きて、残をば平けく聞看さむ。又皇御孫命の御世を手長の御世と、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂御世に幸へ奉るが故に、皇吾睦神漏伎命・神漏弥命と、鵜自物頸根衝き抜きて、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

御県に坐す皇神等の前に白さく、高市・葛木・十市・志貴・山辺・曾布と御名は白して、此の六御県に生り出づる甘菜・辛菜を持ち参来て、皇御孫命の長御膳の遠御膳と間食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

山の口に坐す皇神等の前に白さく、飛鳥・石村・忍坂・長谷・畝火・耳無と御名は白して、遠山近山に生ひ立てる大木小木を、本末打切りて、持ち参来て、皇御孫命の瑞の御舎仕へ奉りて、天御蔭・日御蔭と隠り坐して、四方の国を安国と平けく知食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと宣る。

水分に坐す皇神等の前に白さく、吉野・宇陀・都祁・葛木と御名は白して、辞竟へ奉らしくは、皇神等の依さし奉らむ奥都御年を、八束穂の伊加志穂に依さし奉らば、皇神等に初穂は穎にも汁にも、甕みかの閑へ高知り、甕みかの腹満て雙べて、称辞竟へ奉りて、遺をば皇御孫命の朝御食・夕御食の加牟加比に、長御食の遠御食と、赤丹穂に間食すが故に、皇御孫命の宇豆の幣帛を、称辞竟へ奉らくと、諸間食せと宣る。

辞別きて、忌部の弱肩に太襖取掛けて、持由麻波利仕へ奉れる幣帛を、神主・祝部等受け賜りて、事過たず捧げ持ちて奉れと宣る。

大殿祭

高天原に神留り坐す皇親神魯企・神魯美の命以て、皇御孫之命を天津高御座に坐せて、天津璽の剣・鏡を捧げ持ち賜ひて、言寿ぎ〔古語にコトホギと云ふ。寿詞と云ふは今の寿觴^{カガヒ}の詞の如し〕宣りたまひしく、皇我が宇都の御子皇御孫之命、此の天津高御座に坐して、天津日嗣を万千秋の長秋に、大八洲豊葦原瑞穂之國を安国と平けく知食せと、〔シロシメス〕言寄さし奉り賜ひて、天津御量以て、事問ひし磐根・木根立ち・草の可岐葉をも言止めて、天降り賜ひし食国天下と、天津日嗣知食す皇御孫之命の御殿を、今奥山の大峽小峽に立てる木を、斎部の斎斧を以て伐り採りて、本末をば山の神に祭りて、中間を持ち出で来て、斎鉏を以て斎柱立てて、皇御孫之命の天之御翳・日之御翳と、造り仕へ奉れる瑞之御殿、〔アラカ〕汝屋船命に、天津奇護言を〔クスシイハヒコト〕以て、言寿ぎ鎮め白さく、此の敷き坐す大宮地の底津磐根の極み、下津綱根〔番繩^{カガヒ}の類、ツナネ〕波府虫の禍無く、高天原は、青雲の靄く極み、天の血垂飛鳥の禍無く、掘り堅めたる柱・桁・梁・戸・窓の錯ひ〔サカヒ〕動き鳴る事無く、引結べる葛目の緩び、取萱ける草の噪ぎ〔ソソキ〕無く、御床都比の佐夜伎、夜女の伊須須伎、伊豆都志伎事無く、平けく安けく護り奉る神の御名を白さく、屋船久久遲命・〔木の霊〕屋船豊宇気姫命と、〔稻の霊〕御名をば称へ奉りて、皇御孫命の御世を堅磐に常磐に護り奉り、五十檀御世の足らし御世に、田永の御世と福へ奉るに依りて、斎玉作等が、持斎まはり、持浄まはり、造り仕へまつれる瑞八尺瓊の御吹ぎの五百都御統の玉に、明和幣・〔ニキテ〕曜和幣を附けて、斎部宿禰某が弱肩に、太襖取懸けて、言寿ぎ鎮め奉る事の漏れ落ちむ事をば、神直日命・大直日命、聞き直し見直して、平けく安けく知食せと白す。

詞別きて白さく、大宮売命と御名を申す事は、皇御孫命の同殿の裏に塞り坐して、参入り罷出る人の選び知しめし、神等の伊須呂許比阿礼比坐すを、言直し和し〔ヤハシ〕坐して、皇御孫命の朝の御膳・夕の御膳に仕へ奉る比礼懸くる伴緒・襖懸くる伴緒を、手の蹟・足の蹟〔マカヒ〕為さしめずて、親王・諸王・諸臣・百官人等を、己が乖乖在らしめず、邪意・穢心無く、宮進めに進め、宮勤めに勤めしめて、咎過在らむをば、見直し聞き直し坐して、平けく安けく仕へ奉らしめ坐すに依りて、大宮売命と御名を、称辞竟へ奉らくと白す。

御門祭

櫛磐^ハ窓命・豊磐^ハ窓命と御名を申す事は、四方の内外の御門に、湯津磐村の如く塞り坐して、四方四角より疎び荒び来む天能麻我都比と云ふ神の言はむ悪事に、〔マガコト〕相麻自許利、相口会へ賜ふ事無く、上より往かば上を護り、下より往かば下を護り、待ち防ぎ掃ひ却り、言ひ排け坐して、朝には門を開き、夕には門を閉て、参入り罷出る人の名を問ひ知しめし、咎過在らむをば、神直備・大直備に見直し聞き直し坐して、平けく安けく仕へ奉らしめ賜ふが故に、豊磐^ハ窓命・櫛磐^ハ窓命と、御名を称辞竟へ奉らくと白す。

六月晦大祓〔十二月は此に准へ〕

集侍はれる親王・諸王・諸臣・百官人等、諸聞食せと宣る。

天皇が朝廷に仕へ奉る比礼挂くる伴男・手襪挂くる伴男・鞆負ふ伴男・剣佩く伴男・伴男の八十伴男を始めて、官官に仕へ奉る人等の、過ち犯しけむ雑雑の罪を、今年の六月の晦の大祓に、祓ひ給ひ清め給ふ事を、諸聞食せと宣る。

高天原に神留り坐す皇親神漏岐・神漏美の命以て、八百万神等を神集へに集へ賜ひ、神議りに議り賜ひて、我が皇御孫之命は、豊葦原乃水穂之国を、安国と平けく知食せと事依さし奉りき。

如此依さし奉りし国中に、荒振神等をば、神問はしに問はし賜ひ、神掃ひに掃ひ賜ひて、語問ひし磐根・樹立・草の垣葉をも語止めて、天之磐座放ち、天之八重雲を伊頭の千別きに千別きて、天降し依さし奉りき。

如此依さし奉りし四方の国中と、大倭日高見之国を安国と定め奉りて、下津磐根に宮柱太敷き立て、高天原に千木高知りて、皇御孫之命の美頭の御舎仕へ奉りて、天之御蔭・日之御蔭と隠り坐して、安国と平けく知食さむ国中に、成り出でむ天之益人等が、過ち犯しけむ雑雑の罪事は、天津罪と、畔放・溝埋・樋放・頻蒔・串刺・生剥・逆剥・屎戸・許許太久の罪を天津罪と法り別けて、国津罪とは、生膚断・死膚断・白人・胡久美・己が母犯せる罪・己が子犯せる罪・母と子と犯せる罪・子と母と犯せる罪・畜犯せる罪・昆虫の災・高津神の災・高津鳥の災・畜倒し、蟲物為る罪、許許太久の罪出でむ。

如此出でば、天津宮事以て、大中臣、天津金木を本打切り末打断ちて、千座の置座に置き足らはして、天津菅曾を本刈り断ち末刈り切りて、八針に取辟きて、天津祝詞の太祝詞事を宣れ。

如此のらば、天津神は天磐門を押し披きて、天之八重雲を伊頭の千別きに千別きて聞食さむ。国津神は高山の末、短山の末に上り坐して、高山の伊穗理、短山の伊穗理を撥き別けて聞食さむ。

如此聞食してば、皇御孫之命の朝廷を始めて、天下四方国には、罪と云ふ罪は在らじと、科戸之風の天之八重雲を吹き放つ事の如く、朝の御霧・夕の御霧を、朝風夕風の吹き掃ふ事の如く、大津辺に居る大船を、舳解き放ち艫解き放ちて、大海原に押し放つ事の如く、彼方の繁木が本を、焼鎌の敏鎌以て、打掃ふ事の如く、遺る罪は在らじと、祓ひ給ひ清め給ふ事を、高山の末、短山の末より、佐久那太理に落ちたぎつ速川の瀬に坐す瀬織津比咩と云ふ神、大海原に持ち出でなむ。

如此持ち出で往なば、荒塩の塩の八百道の八塩道の塩の八百会に坐す速開都比咩と云ふ神、持ち可吞みてむ。

如此可吞みてば、気吹戸に坐す気吹戸主と云ふ神、根国底之国に気吹き放ちてむ。

如此気吹き放ちてば、根国底之国に坐す速佐須良比咩と云ふ神、持ち佐須良比失ひてむ。

如此失ひてば、天皇が朝廷に仕へ奉る官官の人等を始めて、天下四方には、今日より始めて罪と云ふ罪は在らじと、高天原に耳振り立てて聞く物と、馬牽き立てて、今年の六月の晦日の夕日の降の大祓に、祓ひ給ひ清め給ふ事を、諸聞食せと宣る。

四国のト部等、大川道に持ち退り出でて、祓ひ却れと宣る。

東文忌寸部 献横刀時の呪〔西文部は此に准へ〕

謹みて請ふ。

皇天上帝、三極大君、日月星辰、八方の諸神、司命司籍、左は東王父、右は西王母、五方五帝、四時四氣、捧ぐるに銀人を以てし、禍災を除かむことを請ふ。

捧ぐるに金刀を以てし、帝祚を延べむことを請ふ。

呪して曰はく、東は扶桑に至り、西は虞淵に至り、南は炎光に至り、北は弱水に至る。千城百国、精治万歳、万歳万歳。

鎮火祭

高天原に神留り坐す皇親神漏義・神漏美の命持ちて、皇御孫命は豊葦原乃水穗国を安国と平けく知食せと、天下寄さし奉りし時に、事寄さし奉りし天都詞太詞事を以て申さく、

神伊佐奈伎・伊佐奈美乃命、妹背二柱嫁継ぎ給ひて、国の八十国・嶋の八十嶋を生み給ひ、八百万神等を生み給ひて、麻奈弟子に火結神を生み給ひて、美保止焼かえて石隠り坐して、夜は七夜昼は七日、吾をな見給ひそ、吾が奈^ア背乃命と申し給ひき。此の七日には足らずて、隠り坐す事奇しとて、見そなはず時に、火を生み給ひて、御保止を焼かえ坐しき。如是る時に、吾が名^ア背乃命の吾を見給ふなと申すを、吾を見阿波多志給ひつと申し給ひて、吾が名^ア背能命は上津国を知食すべし。吾は下津国を知らむと白して、石隠り給ひて、与美津枚坂に至り坐して思食さく、吾が名^ア背命の知食す上津国に、心悪しき子を生み置きて来ぬと宣りたまひて、返り坐して、更に子を生みたまふ。水神・鰐・川菜・埴山姫、四種の物を生み給ひて、此の心悪しき子の心荒びそば、水神鰐、埴山姫川菜を持ちて鎮め奉れと事教へ悟し給ひき。

此に依りて称辞竟へ奉らば、皇御孫の朝廷に御心一速び給はじと為て、進る物は、明妙・照妙・和妙・荒妙・五色物を備へ奉りて、青海原に住む物は、鰭広物・鰭狭物、奥津海菜・辺津海菜に至るまでに、御酒は甌みかの辺へ高知たかしり 甌みかの腹はら満て雙べて、和稻・荒稻に至るまでに、横山の如く置き高成して、天津祝詞の太祝詞事以て、称辞竟へ奉らくと申す。

道饗祭

高天之原に事始めて、皇御孫之命と称辞竟へ奉る、大八衢に湯津磐村の如く塞り坐す皇神等の前に申さく、

八衢比古・八衢比売・久那斗と御名は申して辞竟へ奉らくは、根国底国より麓び疎び来む物に、相率り相口会ふ事無くて、下より行かば下を守り、上より往かば上を守り、夜の守・日の守に守り奉り斎ひ奉れと、進る幣帛は、明妙・照妙・和妙・荒妙に備へ奉り、御酒は甌みかの辺へ高知たかしり 甌みかの腹はら満て雙べて、汁にも穎にも、山野に住む物は、毛の和物・毛の荒物、青海原に住む物は、鰭の広物・鰭の狭物、奥津海菜・辺津海菜に至るまでに、横山の如く置き足らはして進る宇豆の幣帛を、平けく聞食して、大八衢に湯津磐村の如く塞り坐して、皇御孫命を堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂御世に幸へ奉り給へと申す。

又親王・王等・臣等・百官人等、天下の公民に至るまでに、平けく斎ひ給へと、神官、天津祝詞の太祝詞事を以て、称辞竟へ奉らくと申す。

大嘗祭

集侍はれる神主・祝部等諸聞食せと宣る。

高天原に神留り坐す皇睦神漏伎・神漏弥の命を以て、天社国社と敷き坐せる皇神等の前に白さく、今年の十一月の中卯日に、天都御食の長御食の遠御食と、皇御孫命の大嘗聞食さむ為の故に、皇神等、相宇豆乃比奉りて、堅磐に常磐に斎ひ奉り、茂御世に幸へ奉らむと依さして、千秋五百秋に平けく安けく聞食して、豊明に明り坐さむ皇御孫命の宇豆の幣帛を、明妙・照妙・和妙・荒妙に備へ奉りて、朝日の豊栄登に称辞竟へ奉らくを諸聞食せと宣る。

事別きて、忌部の弱肩に太襪取掛けて、持由麻波利仕へ奉れる幣帛を、神主・祝部等、請けたまはりて、事落ちず捧げ持ちて奉れと宣る。

鎮御魂斎戸祭〔中宮・春宮の斎戸祭も亦同じくせよ〕

高天之原に神留り坐す皇親神漏伎・神漏美の命を以て、皇御孫之命は豊葦原能水穗国を安国と定め奉りて、下津磐根に宮柱太敷き立て、高天之原に千木高知りて、天之御蔭・日之御蔭と称辞竟へ奉りて、奉る御衣は上下備へ奉りて、宇豆の幣帛は明妙・照妙・和妙・荒妙・五色物、御酒は甕みかの辺へ高知たかしり 甕みかの腹はら満て雙べて、山野の物は甘菜・辛菜、青海原の物は鰯広物・鰯狭物、奥津海菜・辺津海菜に至るまでに、雑物を横山の如く置き高成して献る宇豆の幣帛を、安幣帛の足幣帛と平けく聞食して皇が朝廷を、常磐に堅磐に斎ひ奉り、茂御世に幸へ奉り給ひて、此の十二月より始めて、来らむ十二月に至るまでに、平けく御坐所に御坐さしめ給へと、今年の十二月の某日斎ひ鎮め奉らくと申す。

伊勢大神宮

二月祈年・六月十二月月次祭

天皇が御命を以て、度会の宇治の五十鈴川上の下津石根に称辞竟へ奉る皇大神の大前に申さく、
常も進る二月の祈年の〔月次祭には唯六月の月次の辞を以て相換へよ〕大幣帛を、某宮位姓名を使として、捧げ持たしめて進り給ふ御命を、申し給はくと申す。

豊受宮

天皇が御命を以て、度会の山田原の下津石根に称辞竟へ奉る豊受皇神に申さく、
常も進る二月の祈年の〔月次祭には唯六月の月次の辞を以て相換へよ〕大幣帛を、某官位姓名を使として、捧げ持たしめて進り給ふ御命を、申し給はくと申す。

四月神衣祭〔九月は此に准へ〕

度会の宇治の五十鈴の川上に大宮柱太敷き立て、高天原に千木高知りて、称辞竟へ奉る天照坐皇大神の大前に申さく、

服織・麻続の人等の常も仕へ奉る和妙・荒妙の織の御衣を、進る事を申し給はくと申す。荒祭宮にも如是申して進れと宣る。〔禰宜・内人唯と称せ〕

六月月次祭〔十二月は此に准へ〕

度会の宇治の五十鈴の川上に大宮柱太敷き立て、高天原に千木高知りて、称辞竟へ奉る天照坐皇大神の大前に申し進る天津祝詞の太祝詞を、神主部・物忌等諸聞食せと宣る。〔禰宜・内人等共に唯と称せ〕

天皇が御命に坐せ、御寿を手長の御寿と、湯津磐村の如く常磐に堅磐に伊賀志御世に幸へ給ひ、阿礼坐す皇子等をも恵み給ひ、百官人等、天下四方国の百姓に至るまで、長く平けく、作り食ぶる五穀をも豊に栄えしめ給ひ、護り恵び幸へ給へと、三郡国国処処に寄せ奉れる神戸の人等の、常も進る御調の糸、由貴の御酒・御贄を、横山の如く置き足らはして、大中臣太玉串に隠り侍りて、今年の六月の十七日の、朝日の豊栄登に称へ申す事を、神主部・物忌等諸聞食せと宣る。〔神主部共に唯と称せ〕

荒祭宮・月読宮にも如是申して進れと宣る。〔神主部共に唯と称せ〕

九月神嘗祭

皇御孫命の御命を以て、伊勢の度会の五十鈴の河上に、称辞竟へ奉る天照坐皇大神の大前に申し給はく、

常も進る九月の神嘗の大幣帛を、某官某位某王・中臣某官某位某姓名を使と為て、忌部の弱肩に太櫛取懸けて、持斎まはり捧げ持たしめて、進り給ふ御命を申し給はくと申す。

豊受宮同祭

天皇が御命を以て、度会の山田原に称辞竟へ奉る皇神の前に申し給はく、
常も進る九月の神嘗の大幣帛を、某宮某位某王・中臣某官某位某姓名を使と為て、忌部の弱肩に太襦
取懸けて、持斎まはり捧げ持たしめて、進り給ふ御命を申し給はくと申す。

同神嘗祭

度会の宇治の五十鈴の川上に、大宮柱太敷き立て、高天原に千木高知りて称辞竟へ奉る天照坐皇大神の大前に申し進る天津祝詞の太祝詞を、神主部・物忌等諸聞食せと宣る。〔禰宜・内人等共に唯と称せ〕

天皇が御命に坐せ、御寿を手長の御寿と、湯津磐村の如く常磐に堅磐に、伊賀志御世に幸へ給ひ、阿礼坐す皇子等をも恵み給ひ、百官人等、天下四方国の百姓に至るまで、長く平けく護り恵み幸へ給へと、三郡国国処に寄せ奉れる神戸の人等の、常も進る由紀の御酒・御贄、懸税千税餘五百税を、横山の如く置き足らはして、大中臣太玉串に隠り侍りて、今年の九月の十七日の、朝日の豊栄登に、天津祝詞の太祝詞辞を称へ申す事を、神主部・物忌等諸聞食せと宣る。〔禰宜・内人等唯と称せ〕

荒祭宮・月読宮にも、如此申して進れと宣る。〔神主部共に唯と称せ〕

斎内親王奉入時

神嘗の幣を進る詞を申し畢へて、次に即ち申して云ふ。

辞別きて申し給はく、今進る斎内親王は、恒の例に依りて、三年斎ひ清まはりて、御杖代と定めて進り給ふ事は、皇御孫之尊を天地日月と共に常磐に堅磐に、平けく安けく御座坐さしめむと、御杖代と進り給ふ御命を、大中臣茂樺の中取り持ちて、恐み恐みも申し給はくと申す。

遷奉大神宮祝詞〔豊受宮は此に准へ〕

皇御孫命の御命を以て、皇大神の大前に申し給はく、

常の例に依りて、廿年に一遍大宮新に仕へ奉りて、雑の御装束物五十四種、神宝廿一種を儲け備へて、祓ひ清め持忌まはりて、預り供へ奉る弁官某位某姓名を差使して、進り給ふ状を申し給はくと申す。

遷却崇神祭

高天之原に神留り坐して、事始め給ひし神漏伎・神漏美の命以て、天之高市に八百万神等を神集へに集へ給ひ、神議りに議り給ひて、我が皇御孫之尊は豊葦原能水穂之国を、安国と平けく知食せと、天之磐座故ちて、天之八重雲を伊頭の千別きに千別きて、天降し寄さし奉りし時に、誰の神を先づ遣さば、水穂国の荒振神等を神攘ひに攘ひ平けむと、神議りに議り給ひし時に、諸神等皆量り申さく、天穂日之命を遣して平けむと申しき。

是を以て天降し遣す時に、此の神は返言申さずて、次に遣しし健三熊之命も、父の事に随ひて返言申さず。又遣しし天若彦も返言申さずて、高津鳥の殃に依りて、立処に身亡せにき。是を以て天津神の御言を以て、更に量り給ひて、経津主命・健雷命、二柱の神等を天降し給ひて、荒振神等を神攘ひに攘ひ給ひ、神和しに和し給ひて、語問ひし磐根・樹立・草の片葉をも語止めて、皇御孫之尊を天降し寄さし奉りき。

如此天降し寄さし奉りし四方の国中と、大倭日高見之国を安国と定め奉りて、下津磐根に宮柱太敷き立て、高天之原に千木高知りて、天之御蔭・日之御蔭と仕へ奉りて、安国と平けく知食さむ皇御孫之尊の、天御舎の内に坐す皇神等は、荒び給ひ健び給ひ崇り給ふ事無くして、高天之原に始めし事を神

奈我良も知食して、神直日・大直日に直し給ひて、此の地よりは、四方を見霽かす山川の清き地に遷り出で坐して、吾が地と宇須波伎坐せと、進る幣帛は、明妙・照妙・和妙・荒妙に備へ奉りて、見明むる物と鏡、翫ぶ物と玉、射放つ物と弓矢、打断つ物と太刀、馳せ出づる物と御馬、御酒は甌みかの戸へ高知たかしり 甌みかの腹はら満て雙べて、米にも穎にも、山に住む物は毛の和物・毛の荒物、大野原に生ふる物は甘菜・辛菜、青海原に住む物は鰯広物・鰯狭物、奥津海菜・辺津海菜に至るまでに、横山の如く几物に置き足らはして、奉る宇豆の幣帛を、皇神等の御心も明に、安幣帛の足幣帛と平けく聞食して、崇り給ひ健び給ふ事無くして、山川の広く清き地に遷り出で坐して、神奈我良鎮り坐せと、称辞竟へ奉らくと申す。

遣唐使時奉幣

皇御孫尊の御命を以て、住吉に称辞竟へ奉る皇神等の前に申し賜はく、
大唐に使遣さむと為るに、船居無きに依りて、播磨国より船に乗ると為て、使は遣さむと所念行す間に、皇神の命以て、船居は吾作らむと教へ悟し給ひき。教へ悟し給ひ那我良、船居作り給へれば、悦び嘉しみ、礼代の幣帛を官位姓名に捧げ持たしめて、進奉らくと申す。

出雲国造神賀詞〔出雲の国造は穗日命の後なり〕

八十日日は在れども、今日の生日の足日に、出雲国の国造姓名、恐み恐みも申し賜はく、
掛けまくも畏き明御神と大八嶋国知食す天皇命の手長の大御世と斎ふと〔若し後の斎の時には後の字を加へよ〕して、出雲国の青垣山の内に、下津石根に宮柱太敷き立て、高天原に千木高知り坐す伊射那伎の日真名子、加夫呂伎熊野大神櫛御気野命、国作り坐しし大穴持命、二柱の神を始めて、百八十六社に坐す皇神等を、某甲が弱肩に太櫛取掛けて、伊都幣の緒結び、天乃美賀祕冠りて、伊豆の真屋に鹿草を伊豆の席と刈り敷きて、伊都閉黒益し、天乃厳和に斎みこもりて、志都宮に忌み静め仕へ奉りて、朝日の豊栄登に、伊波比の返事の神賀吉詞、奏し賜はくと奏す。

高天の神王、高御魂・神魂命の、皇御孫命に天下大八嶋国を事避り奉りし時、出雲臣等が遠祖天穗比命を、国体見せに遣しし時に、天の八重雲を押別けて、天翔り国翔りて、天下を見廻りて、返事申し給はく、豊葦原乃水穗国は、昼は五月蠅如す水沸き、夜は火^ア庭如す光く神在り。石根本立青水沫も事問ひて荒ぶる国なり。然れども鎮め平けて、皇御孫命に安国と平けく知し坐さしめむと申して、己命の兒天夷鳥命に布都怒志命を副へて、天降し遣して、荒ぶる神等を撥ひ平け、国作らしし大神をも媚ひ鎮めて、大八嶋国の現事顕事事避らしめき。

乃ち大穴持命の申し給はく、皇御孫命の静り坐さむ大倭国と申して、己命の和魂を八咫鏡に取り託けて、倭大物主櫛厳玉命と名を称へて、大御和の神奈備に坐せ、己命の御子阿遲須伎高孫根命の御魂を葛木の鴨の神奈備に坐せ、事代主命の御魂を宇奈提に坐せ、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇御孫命の近き守神と貢り置きて、八百丹杵築宮に静り坐しき。

是に親神魯伎・神魯美命の宣りたまはく、汝天穗比命は、天皇命の手長の大御世を、堅磐に常磐に伊波比奉り、伊賀志の御世に佐伎波閉奉れと仰せ賜ひし次の隨に、供斎〔若し後の斎の時には後の字を加へよ〕仕へ奉りて、朝日の豊栄登に、神の礼自利臣の礼自利と、御禱の神宝献らくと奏す。

白玉の大御白髪坐し、赤玉の御阿加良毘坐し、青玉の水江の玉の行相に、明御神と大八嶋国知食す天皇命の手長の大御世を、御横刀の広らに誅堅め、白御馬の前の足爪、後の足爪、踏み立つる事は、大宮の内外の御門の柱を、上津石根に踏み堅め、下津石根に踏み凝し立て、振り立つる事は、耳の弥高に天下を知食さむ事の志の太米、白鵠の生御詞の玩物と、倭文の大御心も多親に、彼方の古川席、此方の古川席に生ひ立てる若水沼間の、弥若叡に御若叡坐し、須須伎振る遠止美の水の、弥乎知に御袁知坐し、麻蘇比の大御鏡の面を、意志波留加して見行す事のごとく、明御神の大八嶋国を、天地日月と共に、安けく平けく知行さむ事の志の太米と、御禱の神宝を擎げ持ちて、神の礼自利臣の礼自利と、恐み恐みも、天津次の神賀吉詞白し賜はくと奏す。

現御神と大八嶋国所知食す大倭根子天皇が御前に、天神乃寿詞を称辞定め奉らくと申す。

高天原に神留り坐す皇親神漏岐神漏美の命を持ちて、八百万の神等を集へ賜ひて、皇孫尊は、高天原に事始めて、豊葦原の瑞穂の国を安国と平けく所知食して、天都日嗣の天都高御座に御坐して、天都御膳の長御膳の遠御膳と、千秋の五百秋に、瑞穂を平けく安けく、由庭に所知食せと、事依し奉りて、天降し坐しし後に、中臣の遠つ祖天児屋根命、皇御孫尊の御前に、仕へ奉りて、天忍雲根神を天の二上に上せ奉りて、神漏岐神漏美命の前に、受け給り申すに、皇御孫尊の御膳都水は、宇都志国の水に、天都水を加へて奉らむと申せと、事教へ給ひしに依りて、天忍雲根神、天の浮雲に乗りて、天の二上に上り坐して、神漏岐神漏美命の前に申せば、天の玉櫛を事依し奉りて、此の玉櫛を刺立て、夕日より朝日照るに至るまで、天都詔戸の太諸刀言を以て告れ。

如此告らば、麻知は、弱蒜に由都五百笙生ひ出でむ。其の下より天の八井出でむ。此を持ちて、天都水と所聞食せと、事依し奉りき。

如此依し奉りし任任に、所聞食す由庭の瑞穂を、四国のト部等、太兆のト事を持ちて仕へ奉りて、悠紀に近江国の野洲、主基に丹波国の^ハ氷上を斎ひ定めて、物部の人等、酒造兒・酒波・粉走・灰焼・薪採・相作・稻実公等、大嘗会の斎庭に持ち斎はり参来て、今年の十一月の中つ卯日に、由志理伊都志理、持ち恐み恐みも清麻波利に仕へ奉り、月の内に日時を撰び定めて献る悠紀主基の黒木白木の大御酒を、大倭根子天皇が、天都御膳の長御膳の遠御膳と、汁にも実にも、赤丹の穂にも、所聞食して、豊明に明り御坐して、天都神乃寿詞を称辞定め奉る、皇神等も、千秋五百秋の相嘗に、相宇豆乃比奉り、堅磐常磐に斎ひ奉りて、伊賀志御世に栄えしめ奉り、康治元年より始めて、天地月日と共に、照し明らし御坐さむ事に、本末傾けず茂槍の中執持ちて仕へ奉る中臣、祭主正四位上行神祇大副大中臣朝臣清親、寿詞を称辞定め奉らくと申す。

又申さく、天皇が朝廷に仕へ奉る親王等・王等・諸臣・百官人等・天下四方国の百姓諸諸集侍はりて、見食べ、尊み食べ、歡び食べ、聞き食べ、天皇が朝廷に、茂世に、八桑枝の立栄え仕へ奉るべき禱を、所聞食せと、恐み恐みも申し給はくと申す。

延喜式祝詞 終

<六月晦大祓祝詞>

●六月晦大祓〔十二月も此に准へ〕 ＊送り仮名は当方 ＊各文の途中にある（ ）内解釈は、同書から引用。

集侍（うごな）はれる親王（みこたち） 諸王（おおきみたち） 諸臣（まへつきみたち） 百官人等（もものつかさびとたち） 諸（もろもろ） 聞（きこし） 食（め） せと宣（の） る

天皇（すめら）が朝廷（みかど）に仕奉（つかえまつ）る 比礼（ひれ＝肩巾） 挂くる伴男（とものを） 手襷（たすき） 挂くる伴男 鞆（ゆき） 負ふ伴男 劔（たち） 佩く伴男 伴男の八十伴男を始めて 官官（つかさつかさ）に仕奉る人等（ひとども）の 過（あやまち） 犯しけむ雑雑（くさぐさ）の罪を 今年の六月（みなづき）の晦（つごもり）の大祓（おおはらへ）に 祓へ給ひ清め給ふ事を 諸聞食せと宣る

（各位の官人たちに宣告する。「天皇の朝廷」に仕えている人々の罪を、今年の六月の大祓ではらい清めたまう言葉を聞くように、と宣告する。）

高天原に神留（かみづま）り坐す 皇親神漏岐（すめむつかみろき） 神漏美（かみろみ）の命以ちて 八百万の神等を 神集（かむつどえ）に集賜ひ 神議（かむはかり）に議賜て 我が皇孫之尊は 豊葦原の水穂の国を 安国と平けく所知食と事依し奉き

如此依し奉し国中に荒振神達をば 神問しに問し賜ひ 神掃に掃賜ひて 語問（こととい）し磐根樹立（いはねこだち）、草の垣葉（かきは＝片葉）をも語止て 天磐座放ち 天の八重雲を伊頭（いつ）の千別に千別て 天降依さし奉（まつり）き

（高天原の神々がご相談になって、わが皇御孫（すめみま）の命（＝ニニギノミコト。天照大神の孫）を豊葦原の水穂の国に派遣することをお決めになった。）

その国の中の“荒ぶる神”たちを追い払い、不平を言う者どももなくなったので、いよいよニニギノミコトを当地に派遣されたのである。）

如此依さし奉し四方の国中と 大倭日高見之国（おおやまとひたかみのくに）を安国と定奉て 下津磐根に宮柱太敷立て 高天原に千木高知て 皇御孫之命の美頭（みづ＝瑞）の御舎（みあらか）仕奉て 天之御蔭日之御蔭と隠坐（かくりまし）て 安国と平けく所知食む国中に成出む 天の益人等が過犯けむ雑々の罪事は

天津罪と 畦放（あなはち） 溝埋（みぞうめ） 樋放（ひはなち） 頻蒔（しきまき） 串刺 生剥 逆剥 尿戸（くそへ） ここだく（許多）の罪を 天津罪と法別て

国津罪と 生膚断（いきはだたち） 死膚断（しにはだたち） 白人（しらひと） 胡久美（こくみ） 己が母犯罪 己が子犯罪 母と子と犯罪 子と母と犯罪 畜犯罪（けものおかせる罪） 昆虫（はふ虫）の災（わざわい） 高津神の災 高津鳥の災 畜仆（けものたお）し 蟲物為（まじものする）罪 ここだく（許多）の罪出でむ

如此（かく）出でば 天津宮事を以て 大中臣 天津金木を本打切り末打断ちて 千座の置座（おきくら）に置足（たら）はして 天津菅曾（すがそ＝菅麻）を本蒔り断ち末蒔り切りて 八針に取り辟（さ）きて 天津祝詞の太祝詞事（ふとのりごと）を宣れ

如此乃良（かくのら）ば天津神は天磐門を押披て 天之八重雲を伊頭の千別に千別て所聞食む 国津神は高山乃末短山（ひきやま）之末に登り坐して 高山の伊穗理（いゑり）短山の伊穗理を撥別て所聞食む

（ミコトは、その国の中の「大倭日高見之国」を安らかな国として、その中心とし、その地に宮殿を建設なさった。

この地に移住してきて多く住むようになった天国の人々は、多くの罪（天つ罪と国つ罪）を犯した。これらの罪をはらい清めるため、大中臣（天兒屋命の系統の祭祀者）は、天国の宮殿で行う、「罪祓い」の祭式にしたがって、天国のすぐれた祝詞（「大祝詞」）を宣告せよ。）

（注）「天つ罪と国つ罪」に対する解釈は別記事にてまとめている。

如此所聞食（かくきこしめし）てば 皇御孫之命の朝廷を始て 天下四方国には 罪と云ふ罪は不在と 科戸（しなど）之風の天之八重雲を吹き放つ事之如く 朝之御霧夕之御霧を朝風夕風の吹き掃ふ事之如く 大津辺に居る大船を 舳解き放ち艫解き放ちて大海原に押し放つ事之如く 彼方之繁木が本を焼鎌の敏鎌以て打ち掃ふ事之如く 遺る罪は不在（あらじ）と 祓へ賜ひ清め賜ふ事を 高山之末短山之末より 佐久那太理（さくなだり）に落ち多支都（たぎつ）速川の瀬に坐す瀬織津比咩（せおりつひめ）と云う神 大海原に持ち出なむ 如此持出往ば 荒塩之塩の八百道の八塩道之塩の八百会に坐す速開都比咩（はやあきつひめ）と云う神 持ちかか呑みてむ 如此（かく）かか呑みては 気吹戸（いぶきど）に坐す気吹主と云う神 根国底之国に気吹放てむ 如此気吹放ては 根国底之国に坐す速佐須良比咩（はやさすらひめ）と云う神 持ちさすらひ失ひてむ

（この宣告を、天国やこの国の神々は、それぞれお聞きになっておられよう。

天国やこの国の神々がこの祝詞をお聞きになれば、「皇御孫の命（ニニギノミコト）の朝廷」をはじめ、天国統治下の四方の国々に、ありとあらゆる罪が消え失せるように、と、風が多くの雲を吹きはらうときのように、朝夕の霧を風が吹きはらうときのように、大船を大海原に解きはなつときのように、木のしげみを鎌でうちはらうときのように、すべての罪をはらい清めたまうとき、次のようにそれらの罪は流されてゆく。

第一に、高山・低山の麓の“速川の瀬”の「瀬織つひめ」がその罪のすべてを大海原に持ち出してしまふ。

第二に、その海に流れ出した罪を、海の潮流の“八百会（やほあい）”の「速開つひめ」が呑み込んでしまふ。

第三に、その呑みこまれた罪を、“気吹戸”この「気吹戸主」が＜根の国・底の国＞へ息で吹き飛ばしてしまふ。

第四に、その吹き飛ばされた罪を、＜根の国・底の国＞の「速さすらひめ」が持ちさすらって、これらの罪をことごとく消し去ってしまう。）

如此失ひてば 今日より始て罪と云ふ罪は不在と 高天原に耳振立聞物（耳振り立てて聞く物）と馬牽き立てて 今年の六月の晦日の 夕日之降（くだち）の大祓に 祓ひ給ひ清め給ふ事を 諸聞食せと宣る

（以上のようにして、すべての罪が消滅したので、この「天皇が朝廷（スメラガミカド）」の各官司の人々、また天国の統治下の四方の国々には、今日より後、罪というものはなくなりました。このいきさつを（天国の神々の声を聞きとどける、鋭い耳をもつ）この馬の耳に聞きとらせつつ（それを“証人”として）、今年の六月の晦日の、夕方の大祓に、はらい清めたまう言葉を申します。皆、お聞き下さい、と宣告する。）

四国（よくに）のト部等 大川道に持ち退（まか）り出でて祓へ却（や）れと宣る

（四国のト部たち、この祭祀の「罪」をはらうための品々を、はらい流し去れ、と宣告する。）

●天の所在地 : 天国＝「海（あま）国」「海人（あま）国」＝壱岐・対馬を中心とする、対馬海流の海上領域の島々。

●「天孫降臨」の到着地 : （この祝詞のメインテーマが“天孫降臨”にあることは明らか） 筑紫（筑前）のさ中・糸島郡と福岡市のさ中。博多湾岸。

●「根の国・底の国」の所在地 : （記紀にもこの二国名あり） 出雲そのもの、あるいは出雲の方。

●「倭」：ここの「倭」は“チクシ”。“ヤマト”と読む用法は比較的新しい…この表記法は「天智末年以降」。万葉集にある表記は“山跡”“山常”“八間跡”など（天智以降は「倭（やまと）」）。本件に限らず、史料中に「倭」とあったとき、それが“チクシ”か“ヤマト”か、文脈から判定しなければならない。

●「日の御陰」の「日」：「日神」の意。「日神」が「天照大神」を指す事、日本書紀の神代紀のとおり。本来の居場所は「天…」の名称からしても「天国」の中、つまり、壱岐・対馬を中心とする対馬海流圏の中。（対馬の上県郡と下県郡の小船越に「阿麻氏留（アマテル）神社」もある…この「阿麻氏留」の漢字表記が“天照”…“あまてらす”と読んでいるのは、本居宣長以来の国学の悪弊（当方意見）…

●「日高見之国」：古事記でニギノミコトのことを“天津日高日子番能邇邇芸能命（あまつひたかひこににぎのみこと）”と呼んでいる。対馬北端部に「比田勝」の地あり、漢字面にとらわれずに考えれば、これこそ「日高津」…弥生時代の大津交通の最先端として繁栄した港津であったと思われる。ニギノミコトは、この比高津の地の「日子（＝彦）」すなわち「長官」を意味する称号を名乗っていた、支配していた長官だったのではないかと…。この本来の名が、“天孫降臨”も筑紫の王者その人の尊称とされた…。

●「大中臣」：大和の中臣（藤原氏）を意味するとは限らない。保留すべきこと。

・表音は“ナカトミ”…“ナカ”（地名） ト（戸、門）、ミ（神もしくは海）の形の神名も考えられる。

・福岡市周辺には現在でも「中富」姓多く、田島八幡社の祭祀（筑紫舞）の“天孫降臨”の舞では「中富親王」が主要人物として活躍する。・ニギノミコトにつきそってきた5柱の神の筆頭が「天児屋命（アメノコヤネノミコト）…古事記では「其の天児屋命は、中臣連等の祖」とされていて、この“アメノコヤネノミコト”を美称で「大中臣」と呼んでいる可能性もある…。

●四国のト部：（従来説とまったく異なる解釈であるが）

祝詞の中にハッキリと述べられているとおり、

1. 速川の瀬一 瀬織つひめ
2. 八百会（やほあい） ー 速開つひめ
3. 気吹戸 ー 気吹戸主
4. 根の国・底の国 ー 速さすらひめ

の4つの領域（それぞれの領域の主宰神も語られている）。この4つの領域が四国、その国々の主宰神を祭る“ト占者”が「四国のト部」。

●「まぼろしの祝詞誕生～古代史の実像を追う～」から、“天つ罪”“国つ罪”の要旨のみ抜萃

●天つ罪

＜畔放（あはなち） 溝埋（みぞうめ） 樋放（ひはなち） 頻播（しきまき） 串刺（くしさし）＞

・8つのうち、5つが“農業破壊”の仕業。いずれも水田の管理・秩序破壊の行為。

・なぜ、“天つ罪”なのか…（一般的な“タブー”に加えて、ここでは…）

天孫降臨に伴う、天国の人々（侵略者）による破壊行為…豊かな縄文水田（板付遺跡・菜畑遺跡など）・水田耕作の民たちへの侵略行為

＜生剥（いきはぎ） 逆剥（さかはぎ）＞

・（従来では“馬の皮を剥ぐ”云々となっているが、必ずしも馬とはかぎらず）従来の、動物や魚の皮を剥ぐには一定の神聖なルールがあった。それを天国かた来た者はそのルールを無視して行った…従来、石や貝の刃で剥いでいたものを金属器（銅や鉄）の刃で行った。その罪。あくまで推量で一つの仮説だが検証に値する一仮説と思う。

＜糞戸（くそへ）＞

一個の、あるいは多数の人間（男たち）の、威圧による暴力行為と解すべき。

●国つ罪

（「天つ罪」が天つ国側からの「加害」ともいうべき罪を述べているに対し、“社会的”な罪のくさぐさが述べられているよう…）

＜生膚断（いきはだち） 死膚断（しにはだち）＞

（倭人伝には、“黥面文身”“尊卑差あり”など、倭国の男子は顔面・身体などに入れ墨をしていたことが述べられている）

敗れた男たち当人の“かくかくの身分”という証拠物を消し去る行為。奪、身分の行為。

＜白人、こくみ＞

（これらは自然の病気か…はだの白くなった人、白はたけ。こくみ：こぶのできるこ。これらは外見上異様に見えるため、これを当人（もしくは祖先）の犯した罪によるものとみなしたのではないか…）

＜己（おの）が母犯せる罪 己が子犯せる罪 母と子と犯せる罪 子と母と犯せる罪 畜犯せる罪＞
（一般的な罪とは別に…）

このような異常行為が発生すべき時はいつか…戦争や征服戦争という異常な時期こそ生じうる、自明のことではないか。特に、“征服した側”より“征服された側”に生じやすい現象ではないか…。

＜昆虫（はうむし）の災 高つ神の災 高つ鳥の災＞

・ヘビやムカデの類は、すなわち「神」だった…縄文期の「蛇神信仰」など

・高つ神…縄文期の高地性集落の人（＝神）たち

・高つ鳥…高地性集落の人たちがシンボル化していた神鳥

これらの反乱・敵対を“災い”として否定するもの

＜畜仆し（けものたおし）、蟲物（まじもの）する罪＞

このような“のろい”、縄文期以来の旧信仰を否定。かつ、今後は天国側の者たちが行っても、これらの罪はこの“大祓”によって無罪放免するという立場。

・以上、これらには、一般的な「罪」と天孫降臨に伴う特殊・歴史的な「罪」の二面性があるが、この祝詞が直接問題にしているのは、前者の上に立った後者。

・この祝詞の基本の思想性…これらのえすすべての「罪」の“免除”を宣言すること、その国家的儀式にあった。

●＜参考＞ウィキペディアの「天つ罪・国つ罪」から…

•天つ罪・国つ罪（あまつつみ・くにつつみ）とは、神道における罪の観念で、『延喜式』巻八「祝詞」に収録される大祓詞に対句として登場する。古きに倣い天津罪・国津罪とも表記される。

＜概要[編集]>

•天つ罪・国つ罪は、宗教と政治と法制が密接であった古代日本における「罪」に対する考え方を窺い知るのに重要であるが、本居宣長以来指摘されているように天つ罪・国つ罪は宗教的に関わりの深い「罪」を挙げたものであり、これらに属しない世俗的な「罪」が存在していた事は『古事記』・『日本書紀』の中にも記されている。

•折口信夫は、天つ罪は元は「雨障（あまつつみ）」で、梅雨の時期に農民が忌み籠ることを指していたが、それが「天つ罪」とされ、日本神話におけるスサノオ命が高天原で犯した行為（岩戸隠れを参照）と解釈されるに至り、それに対応するものとして「国つ罪」が作られたという説を唱えている。

＜神社等[編集]>

•神社本庁およびその配下の神社で用いられる大祓詞では、天津罪・国津罪の罪名が省略され「天つ罪 国つ罪 許許太久（ここたく）の罪出でむ」と表現される。

＜詳細[編集]>

•「六月晦大祓（みなづきごもりのおおはらひ）」、別称「中臣の大祓」では、「天の益人（ますひと）らが過ちおかしけむ雑雑（くさぐさ）の罪事（つみごと）は」に続いて、天津罪と国津罪の詳細が述べられる。

•大祓詞による天つ罪・国つ罪は以下のものである。なお、大祓詞には罪の名前が書かれているだけで、特に国つ罪についてそれが何を意味するかについては諸説がある。

＜天津罪[編集]>

•大祓では、『古事記』や『日本書紀』に記す素戔鳴尊（スサノオノミコト）が高天原で犯した行為であるゆえに、天津罪をわけるとされている。しかし、全て農耕を妨害する人為的な行為であることから、クニ成立以前の共同体社会以来の犯罪との説もある。

畔放（あはなち） - 田に張っている水を、畔を壊すことで流出させ、水田灌漑を妨害することとされ、『古事記』・『日本書紀』にスサノオ命が高天原において天照大神の田に対してこれを行ったと記している

溝埋（みぞうめ） - 田に水を引くために設けた溝を埋めることで水を引けないようにする灌漑妨害で、これも『古事記』・『日本書紀』に記述がある

樋放（ひはなち） - 田に水を引くために設けた管を壊すことで水を引けないようにする灌漑妨害で、『日本書紀』に記述がある

頻播（しきまき） - 他の人が種を蒔いた所に重ねて種を蒔いて作物の生長を妨げる（種を蒔く事で耕作権を奪うこととする説もある）で、『日本書紀』に記される

串刺（くしさし） - 『日本書紀』には、その起源をスサノオ命が高天原において天照大神の田を妬んでこれを行ったと記しているが、その目的は収穫時に他人の田畑に自分の土地であることを示す杭を立てて横領すること、とする他に、他人の田畑に呪いを込めた串を刺すことでその所有者に害を及ぼす（または近寄れないようにした上で横領する）という呪詛説、田の中に多くの串を隠し立てて所有者の足を傷つける傷害説、家畜に串を刺して殺す家畜殺傷説の3説がある

生剥（いきはぎ） - 馬の皮を生きながら剥ぐこととされ、『日本書紀』にスサノオ命が天照大神が神に献上する服を織っている殿内に天斑駒（あまのふちこま）を生剥にして投げ入れたとその起源を記していることから、神事（ないしはその準備）の神聖性を侵犯するものとされるが、本来は単に家畜の皮を剥いで殺傷することとの説もある

逆剥（さかはぎ） - 馬の皮を尻の方から剥ぐこととされ、『古事記』『日本書紀』に生剥と同じ起源を記していることから、これも神事の神聖性を侵犯するものとされるが、本来は単に家畜を殺傷することとの説があるのも同様である

糞戸（くそへ） - 『古事記』『日本書紀』にはスサノオ命が高天原において天照大神が大嘗祭（または新嘗祭）を斎行する神殿に脱糞したのが起源であると記していることから、これも神事に際して祭場を糞などの汚物で汚すこととされるが、また「くそと」と読み、「と」は祝詞（のりと）の「と」と同じく呪的行為を指すとして、本来は肥料としての糞尿に呪いをかけて作物に害を与える行為であるとの説もある

<国津罪[編集]>

•国津罪は病気・災害を含み、現在の観念では「罪」に当たらないものもある点に特徴があるが、一説に天変地異を人が罪を犯したことによって起こる現象と捉え、人間が疵を負ったり疾患を被る（またこれによって死に至る）事や不適切な性的関係を結ぶ事によって、その人物の体から穢れが発生し、ひいては天変地異を引き起こす事になるためであると説明する。

生膚断（いきはだち） - 生きている人の肌に傷をつけることで、所謂傷害罪に相当する

死膚断（しにはだち） - 直接的解釈では、死んだ人の肌に傷をつけることで、現在の死体損壊罪に相当し、その目的は何らかの呪的行為にあるとされるが、また前項の生膚断が肌を傷つけられた被害者がまだ生存しているのに対し、被害者を傷つけて死に至らしめる、所謂傷害致死罪に相当するとの説もある

白人（しらひと） - 肌の色が白くなる病気で、「白癩（びやくらい・しらはたけ）」とも呼ばれ、所謂ハンセン病の一種とされる

胡久美（こくみ） - 背中に大きな瘤ができること（所謂せむし）

己（おの）が母犯せる罪 - 実母との相姦（近親相姦）

己が子犯せる罪 - 実子との相姦

母と子と犯せる罪 - ある女と性交し、その後その娘と相姦すること

子と母と犯せる罪 - ある女と性交し、その後その母と相姦すること（以上4罪は『古事記』仲哀天皇段に「上通下通婚（おやこたわけ）」として総括されており、修辞技法として分化されているだけで、意味上の相違はないとの説もある）

畜犯せる罪 - 獣姦のことで、『古事記』仲哀天皇段には「馬婚（うまたわけ）」、「牛婚（うしたわけ）」、「鶏婚（とりたわけ）」、「犬婚（いぬたわけ）」と細分化されている

昆虫（はうむし）の災 - 地面を這う昆虫（毒蛇やムカデ、サソリなど）による災難である

高つ神の災 - 落雷などの天災とされる

高つ鳥の災 - 大殿祭（おおとのほがい）の祝詞には「飛ぶ鳥の災」とあり、猛禽類による家屋損傷などの災難とされる

畜仆し（けものたおし）、蟲物（まじもの）する罪 - 家畜を殺し、その屍体で他人を呪う蟲道（こどう）のことである

なお、『日本書紀』神功皇后摂政元年2月の条にある「阿豆那比（あずない）の罪」（2社の神官と一緒に埋葬すること）もこれに准じる[要出典]ものである。また、『皇太神宮儀式帳』には川入（川に入って溺死すること）[要出典]・火焼（火によって焼死する事）[要出典]を国つ罪に追加している。